

志摩市宿泊税検討委員会
報告書

令和 7 年 2 月
志摩市宿泊税検討委員会

＜目次＞

1. はじめに	1
2. 志摩市の情勢	2
(1) 志摩市の人口推移と見通し	2
(2) 市民税収の推移と見通し	4
(3) 民生費（社会保障費）の推移（一般会計）	4
(4) 志摩市の産業構造	5
(5) 志摩市の観光客の推移	7
3. 検討にあたっての論点	8
4. 宿泊税導入の目的、使途について	10
(1) 先行自治体の導入の目的	10
(2) 導入に係る基本的な考え方	11
(3) まちづくりの施策方針	12
(4) 宿泊税の使途	14
(5) 宿泊税を財源とする取組	15
5. 宿泊税の課税要件について	16
(1) 課税客体、課税標準及び納税義務者	16
(2) 特別徴収義務者、徴税方法及び申告期限	17
(3) 税率（税額）、免税点	18
(4) 課税免除	21
(5) 課税期間（見直し期間）	22
(6) 特別徴収交付金等	23
(7) 入湯税	24
(8) 志摩市の宿泊税の課税要件の考え方（まとめ）	25
6. 委員からの主な意見	27
(1) 導入の妥当性について	27
(2) 宿泊税の使途について	29
(3) 課税要件について	31
(4) その他	33
7. おわりに	34

参考 1 宿泊事業者へのアンケート調査結果

参考 2 委員名簿

参考 3 検討過程

1. はじめに

日本国内の人口減少が進むなか、志摩市の人団は昭和30年に66,628人のピークを迎えて、若干の増減を繰り返しながら推移してきた。しかしながら、平成12年から生産年齢人口、就業人口を中心とした人口の著しい減少が続いている。それに伴う税収の確保も課題とされている。また、新型コロナウイルス感染症という新たな脅威も生じ人々の生活に大きな影響を与える。令和6年8月には南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令され観光産業へも大きな影響を与えた。

想定を超える新たな脅威に直面しながらも、これらに対応するために、志摩市では令和3(2021)年度から7(2025)年度までを計画期間とする第2次志摩市総合計画・後期基本計画を拠りどころとして、地域とともに課題解決に取組んできた。

令和3(2021)年3月に策定されたこの計画では、「自然と共生するまち」、「市民が誇りをもてるまち」、「次世代につながるまち」の3つをまちづくりの基本理念に据え、「住む人支え 来る人を迎える 豊かな里と海のまち」をまちの将来像に掲げ、数十年先までも見通した持続可能なまちづくりの視点で、施策体系の基本的な方針となる6つの基本目標を設定している。

なかでも、地域産業と雇用は地域の暮らしの基盤であり、産業の振興と雇用の創出は人口減少を食い止めるうえで重要性を増している。志摩市の産業の特徴は、豊かな食材を生み出す農林水産業と美しい景観などの地域資源を活用した観光関連産業にあり、観光客をはじめ交流人口を増やし、その効果がまち全体へ広く波及する仕組みを持続させていくためには、安定的かつ持続的な財源が必要となる。

そのため、志摩市では令和6年7月に多様な視点による客観的な検討体制を目的に、学識経験者、宿泊事業者、観光関係事業者等で構成する「志摩市宿泊税検討委員会」を設置し、新たな観光財源の必要性について議論を重ねてきた。

本検討委員会では、宿泊税を導入したあるいは導入予定の先行都市の状況の把握や、宿泊税の使途の考え方、課税要件等について宿泊事業者へのアンケート調査を参考に検討を行った。

2. 志摩市の情勢

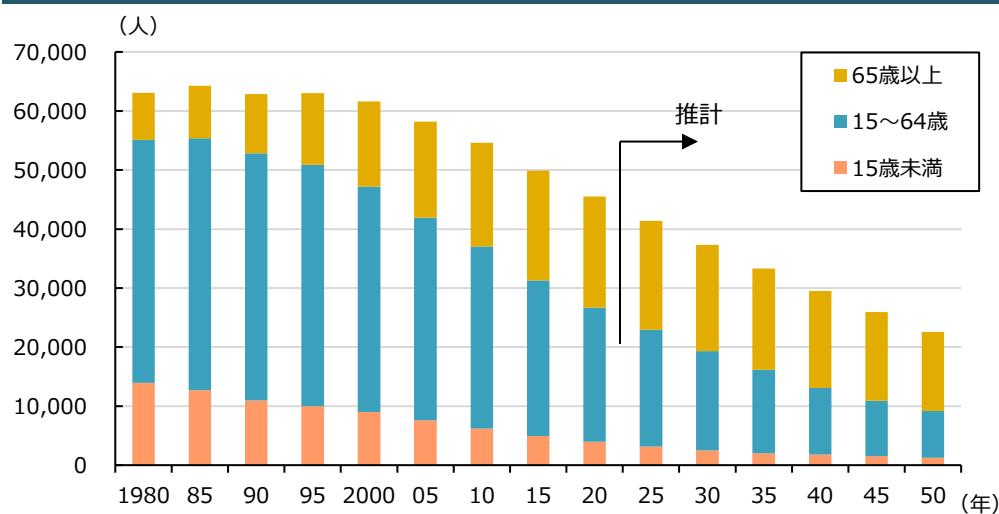
(1) 志摩市の人口推移と見通し

総務省「国勢調査」によると、志摩市の人口は2000年まで60,000人を上回っていたが、その後は減少し、2020年には46,057人と50,000人を割り込んでいる。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」(2023年12月)によると、志摩市の人口は今後も減少を続け、2050年には22,561人と2020年比で49.1%の水準まで減少する見通しとなっている。

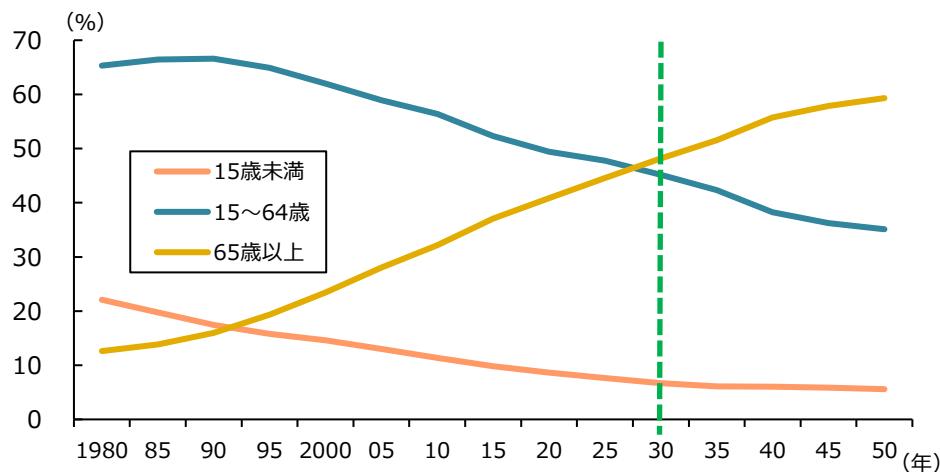
人口構造の側面からみると、高齢者人口(65歳以上)の割合が拡大する一方で、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15~64歳)の割合は縮小しており、この結果、2030年には高齢者人口が生産年齢人口の割合を上回る見通しとなっている。

図表2-① 志摩市の人口推移と将来見通し



(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに作成

図表2-② 志摩市の人口推移と将来見通し



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに作成

図表2-③ 三重県の市町別将来推計人口の推移

市 部	市町名	【人口】							【指標】							(2020年=100)				
		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年						
	津市	274,537	266,699	257,719	248,305	238,368	228,120	217,792	97.1	93.9	90.4	86.8	83.1	79.3						
	四日市市	305,424	300,635	293,839	286,116	277,664	268,620	258,968	98.4	96.2	93.7	90.9	87.9	84.8						
	伊勢市	122,765	117,152	110,846	104,428	97,992	91,599	85,241	95.4	90.3	85.1	79.8	74.6	69.4						
	松阪市	159,145	151,069	144,752	138,350	131,675	124,818	117,839	94.9	91.0	86.9	82.7	78.4	74.0						
	桑名市	138,613	136,146	132,741	128,988	124,878	120,499	115,878	98.2	95.8	93.1	90.1	86.9	83.6						
	鈴鹿市	195,670	187,922	183,491	178,065	171,688	164,617	157,095	96.0	93.8	91.0	87.7	84.1	80.3						
	名張市	76,387	71,965	68,073	63,766	59,203	54,690	50,394	94.2	89.1	83.5	77.5	71.6	66.0						
	尾鷲市	16,252	14,351	12,645	11,042	9,584	8,296	7,125	88.3	77.8	67.9	59.0	51.0	43.8						
	龜山市	49,835	49,370	48,497	47,404	46,156	44,740	43,131	99.1	97.3	95.1	92.6	89.8	86.5						
	鳥羽市	17,525	15,513	13,869	12,311	10,816	9,409	8,107	88.5	79.1	70.2	61.7	53.7	46.3						
	熊野市	15,965	14,592	13,191	11,840	10,577	9,422	8,360	91.4	82.6	74.2	66.3	59.0	52.4						
	いなべ市	44,973	43,953	42,741	41,308	39,686	37,986	36,239	97.7	95.0	91.9	88.2	84.5	80.6						
	志摩市	46,057	41,412	37,300	33,325	29,533	25,931	22,561	89.9	81.0	72.4	64.1	56.3	49.0						
	伊賀市	88,766	84,149	79,441	74,749	70,033	65,258	60,581	94.8	89.5	84.2	78.9	73.5	68.2						
町 村 部	木曽岬町	6,023	5,656	5,251	4,813	4,367	3,944	3,561	93.9	87.2	79.9	72.5	65.5	59.1						
	東員町	25,784	25,548	24,816	23,844	22,726	21,610	20,646	99.1	96.2	92.5	88.1	83.8	80.1						
	菰野町	40,559	39,615	39,254	38,731	38,059	37,232	36,237	97.7	96.8	95.5	93.8	91.8	89.3						
	朝日町	11,021	11,195	11,188	11,125	11,044	10,967	10,826	101.6	101.5	100.9	100.2	99.5	98.2						
	川越町	15,123	15,394	15,515	15,520	15,420	15,204	14,891	101.8	102.6	102.6	102.0	100.5	98.5						
	多気町	14,021	13,213	12,407	11,625	10,854	10,098	9,352	94.2	88.5	82.9	77.4	72.0	66.7						
	明和町	22,445	21,911	21,216	20,491	19,677	18,792	17,883	97.6	94.5	91.3	87.7	83.7	79.7						
	大台町	8,668	7,794	6,989	6,241	5,533	4,890	4,284	89.9	80.6	72.0	63.8	56.4	49.4						
	玉城町	15,041	14,733	14,355	13,927	13,480	12,970	12,389	98.0	95.4	92.6	89.6	86.2	82.4						
	度会町	7,847	7,332	6,784	6,229	5,671	5,107	4,573	93.4	86.5	79.4	72.3	65.1	58.3						
	大紀町	7,815	6,855	5,947	5,117	4,370	3,686	3,083	87.7	76.1	65.5	55.9	47.2	39.4						
	南伊勢町	10,969	9,180	7,715	6,388	5,233	4,265	3,427	83.5	70.2	58.1	47.6	38.8	31.2						
	紀北町	14,604	12,755	11,275	9,865	8,571	7,395	6,336	87.3	77.2	67.5	58.7	50.6	43.4						
	御浜町	8,079	7,464	6,858	6,313	5,771	5,228	4,690	92.4	84.9	78.1	71.4	64.7	58.1						
	紀宝町	10,321	9,522	8,719	7,944	7,191	6,429	5,713	92.3	84.5	77.0	69.7	62.3	55.4						
	三重県全体	1,770,254	1,703,095	1,637,434	1,568,170	1,495,820	1,421,822	1,347,202	96.2	92.5	88.6	84.5	80.3	76.1						

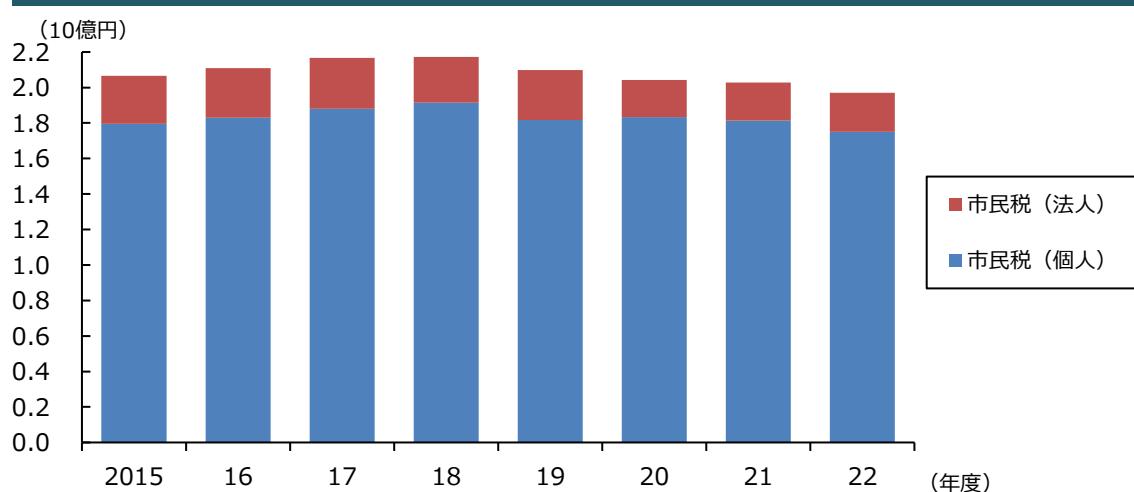
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに作成

(2) 市民税収の推移と見通し

志摩市の歳入のうち大きな割合を占める市民税収をみると、2015年以降2018年にかけて緩やかに増加したが、2019年以降は減少に転じ、2022年度は19.7億円と直近のピークである2018年対比で▲9.2%の減少となった。

先行きについても、景気は緩やかに持ち直しの動きを続けているものの、市民税の大きなウェートを占める個人については人口の減少が続くなかで大幅な上昇は見込みにくい状況となっている。

図表2-④ 志摩市の市民税収の推移

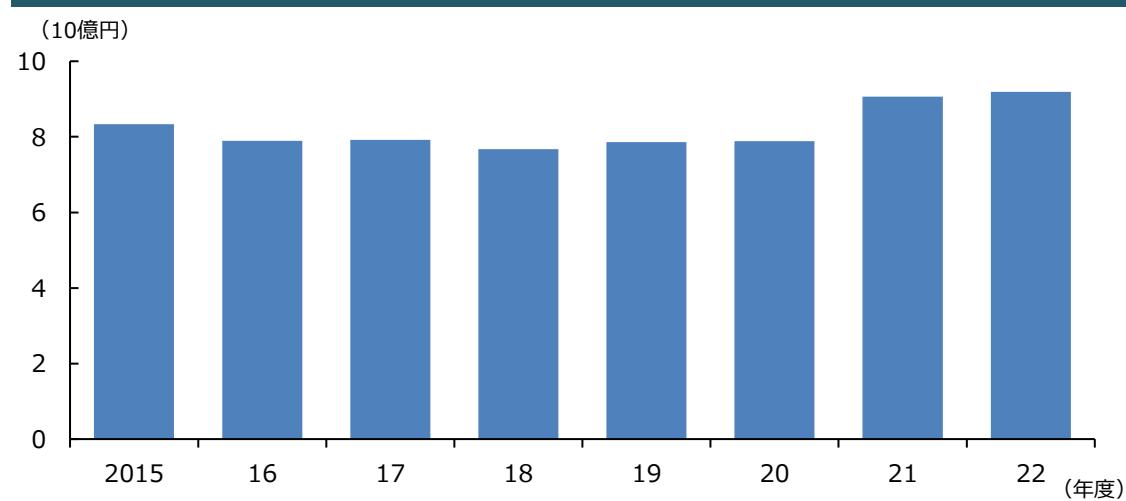


(3) 民生費（社会保障費）の推移（一般会計）

歳出面をみると、少子高齢化が進行する中で社会保障関係の支出である民生費は増加傾向にあり、2022年度は91.9億円となり、直近のボトムであった2018年度対比で+19.7%と大幅に増加している。

今後も高齢化が進行するなかで、民生費負担は増大していくとみられる。

図表2-⑤ 志摩市の民生費（社会保障費）の推移

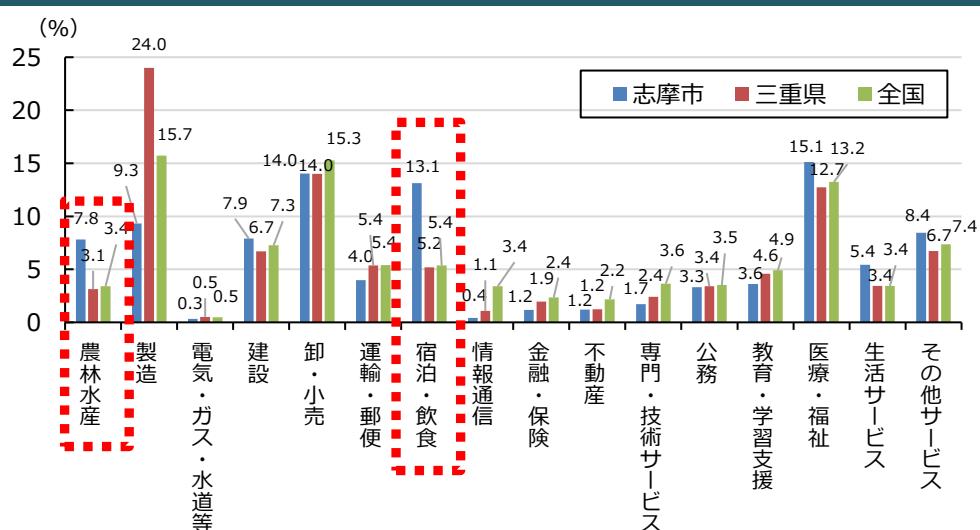


(4) 志摩市の産業構造

志摩市の産業構造を就業者構成の面からみると、志摩市は全国や三重県と比べて農林水産業と宿泊・飲食業の構成比が高くなっていること、観光業が中心産業の一つになっていることが分かる。

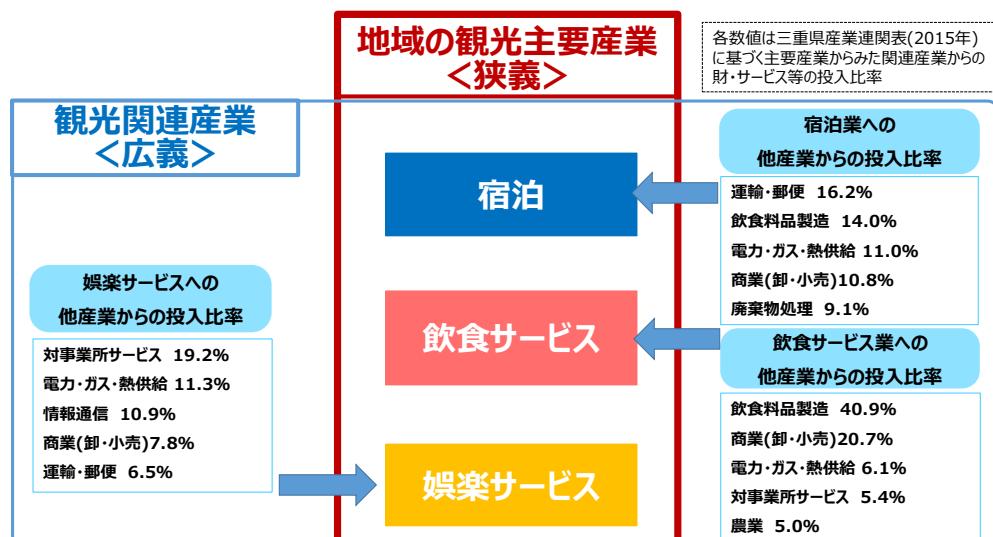
一般に地域の観光における主要産業は宿泊、飲食サービス、娯楽サービスなど（狭義の観光産業）を指すが、それぞれの産業は運輸・郵便や対事業所サービス、飲食品製造業、電気・ガス・熱供給、商業（卸小売）、廃棄物処理、農業など幅広い産業と密接に関係していることから、観光関連産業を広くとらえた場合には地域に幅広くそぞろが広い産業群を形成していると言える。

図表2-⑥ 志摩市の就業者構成別の産業構造（2020年）



（資料）総務省「国勢調査」をもとに作成

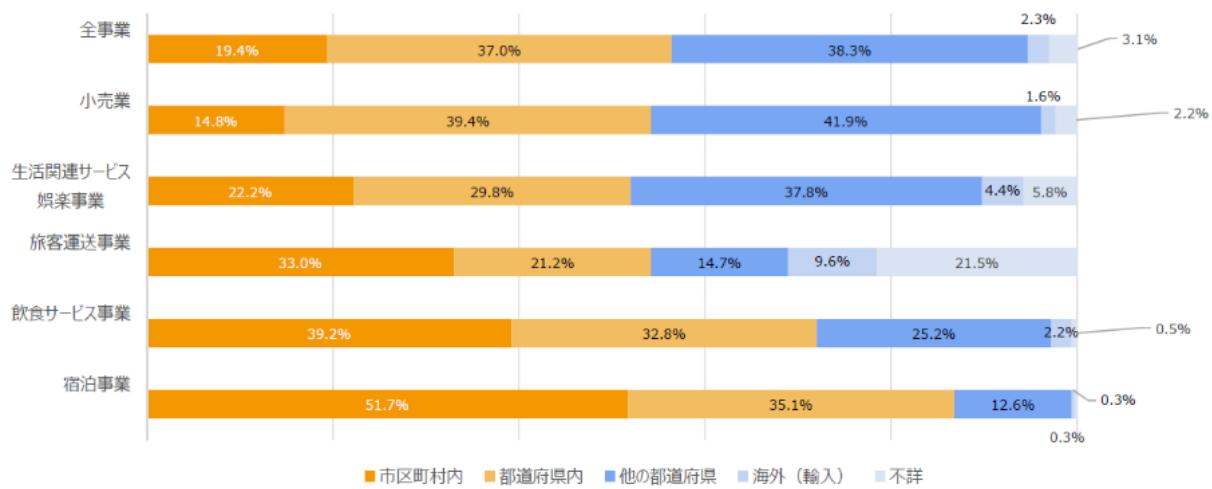
図表2-⑦ 観光産業の体系（狭義と広義）



（資料）三重県「三重県産業連関表」をもとに作成

また、観光の中心産業である宿泊業では、主な仕入れ・材料費・外注費などの支払先が同じ市区町村内や都道府県内の割合が他産業に比べて高い状況にあり、地域との結びつきが非常に強い産業であることがみてとれる。

図表2-⑧ 主な仕入れ・材料費・外注費の支払先地域



(資料) 日本銀行「地域活性化ワークショップ第6回『観光産業の活性化に向けた地域金融機関の取り組み』」

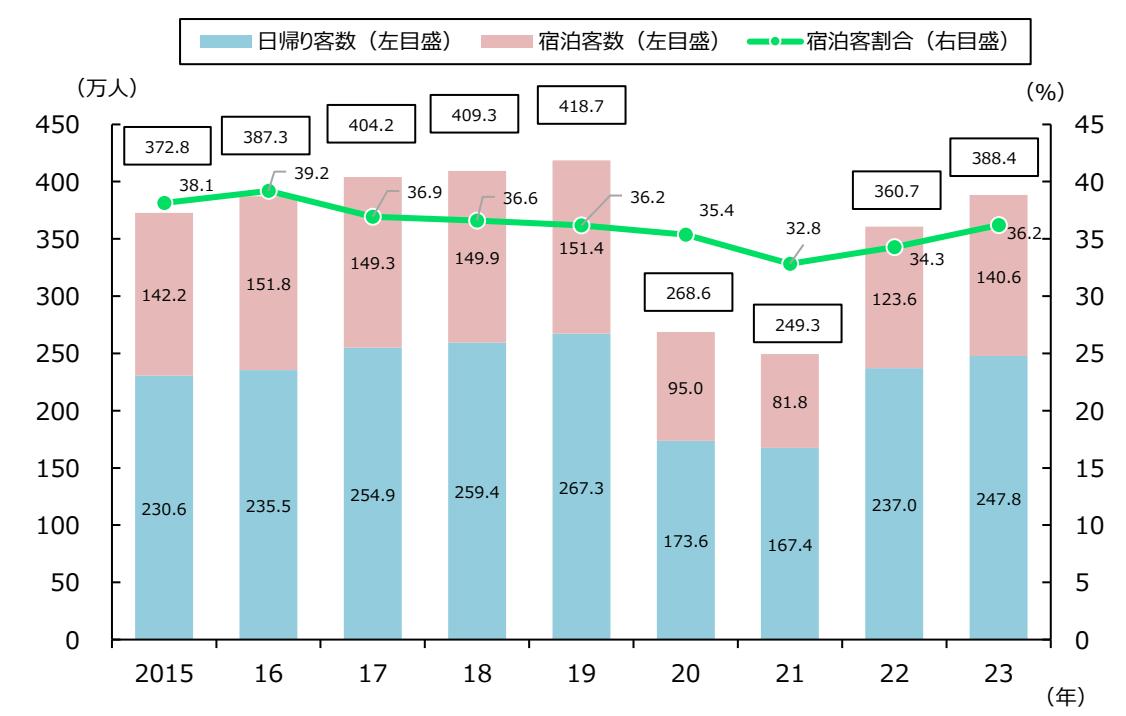
(5) 志摩市の観光客の推移

志摩市の観光入込客数の動向をみると、2015年以降は増加基調で推移し、2019年には日帰り客が267.3万人、宿泊客が151.4万人の合計418.7万人となった。

もっとも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて2020年以降は低迷し、2021年には日帰り客167.4万人、宿泊客81.8万人の合計249.3万人となり、2019年対比で約6割の水準にまで落ち込んだ。

新型コロナの拡大が落ち着きを見せた2022年以降は徐々に回復し、2023年度には日帰り客が247.8万人、宿泊客が140.6万人の合計388.4万人とコロナ禍前の2019年対比で約93%の水準まで回復した。

図表2-⑨ 志摩市の観光入込客数の推移



(資料) 志摩市「志摩市観光統計」をもとに作成

3. 検討にあたっての論点

法定外目的税を創設するにあたっては、地方税法第 733 条の規定により、総務大臣は、道府県又は市町村から、法定外目的税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならないとされている。

- (1) 国税又は他の地方税の課税標準と同じくし、かつ、住民負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

また、法定外税の検討の際は、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」（平成 15 年 11 月 11 日総税企第 179 号総務省自治税務局長通知）の内容も適宜参考とすることとされている。

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について（抜粋）

第 5 法定外税の検討に際しての留意事項

2 その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たっては、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収を確保できる財源があること、その税収を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済政策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明が必要であること。特に、特定かつ少數の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。（以下略）

本検討委員会では、上記の検討内容等を踏まえ、「宿泊税導入の妥当性」や「宿泊税の用途」、「課税要件（課税客体・納税義務者等、特別徴収義務者、税率（税額）、免税点、課税免除等）」等について検討を行った。

4. 宿泊税導入の目的、使途について

(1) 先行自治体の導入の目的

下表のとおり、いずれの導入先行自治体においても、宿泊税の導入目的としては、「都市の魅力を高める」及び「観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」の2点が掲げられている。

図表4-① 導入先行自治体における導入目的

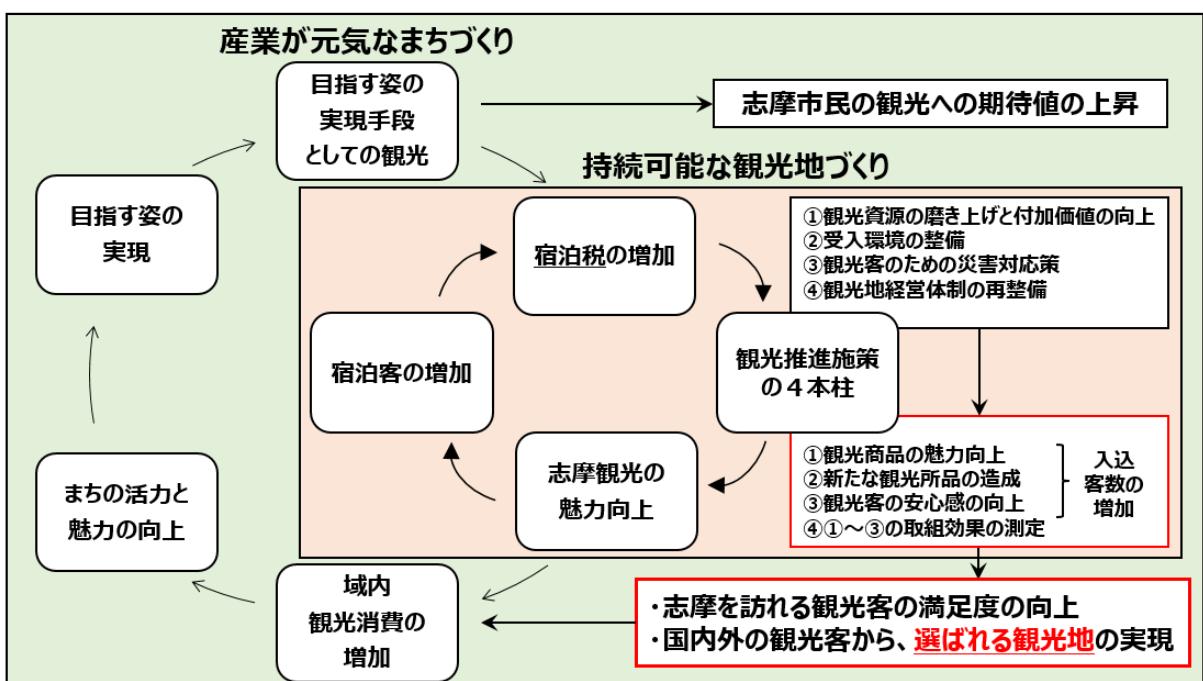
自治体名	導入目的
東京都	「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
大阪府	「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
京都市	「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
金沢市	「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡県	「観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡市	「福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる『九州のゲートウェイ都市の機能強化』、『大型MICE等の集客拡大への対応』及び『観光産業や市民生活に着目した取り組み』に要する費用」に充てるため。
北九州市	「観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
長崎市	「都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
俱知安町	「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。

(2) 導入に係る基本的な考え方

志摩市において、生産年齢人口、就業人口が減少するなか、取り巻く社会・自然環境の変化に対応しながら、地域産業の特徴である観光関連の産業振興と観光客をはじめ交流人口を増やすことで「住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち」のまちの将来像を実現するためには、新たな観光財源の確保は必要不可欠である。

そのため、安定的かつ持続的な財源として宿泊税を導入することで、来訪者の防災対策の充実、食や景観などの魅力向上、受入環境整備等の質的向上を図り、観光客の満足度を高めることにより宿泊客の増加、税収増に繋げ、観光関連産業の発展が持続的なまちづくりに繋がる好循環を生み出したいと考えている。

志摩市の持続可能なまちづくり 「住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち」



(3) まちづくりの施策方針

志摩市では、平成 18 年 3 月に、以降 10 年間のまちづくりに関する基本的な方針を定めた市政運営の最上位計画である「第 1 次志摩市総合計画」を策定し、平成 28 年 3 月には、先の 10 年間の基本的な方針を定める「第 2 次志摩市総合計画」を策定し、令和 3 年には基本構想に示した目標に向けて進める施策を体系的に定めた後期基本計画を策定している。

志摩市総合計画は志摩市総合計画条例に定める、まちづくりの最上位の計画として位置づけられており、「持続可能なまちづくり」を目指すための経営戦略書として、さらには、まちの将来像である「住む人支え 来る人を迎える 豊かな里と海のまち」の実現に向けて 6 つの基本目標を設定し、そのなかで、地域産業の特徴でもある観光関連産業を含む「産業が元気なまちづくり」を掲げている。

図表 4-② 第 2 次志摩市総合計画（後期基本計画）で示される産業面（観光）の施策

2 まちづくりの施策方針

2.1 基本目標

まちの将来像「住む人支え 来る人を迎える 豊かな里と海のまち」の実現に向け、施策体系の基本的な方針となる 6 つの基本目標を設定します。

目標 1 自然とともに生きるまちづくり

志摩市の豊かな自然環境は、この地域の伝統・文化を形成するものであるとともに人々の生活や産業の基盤となるものです。

この素晴らしい自然環境を次世代へ継承するため、日々の暮らしの中で、自然との良好な関係を築きながら自然環境の保全に努めるとともに、伊勢志摩国立公園にふさわしい景観の保全に取り組みます。また、自然と触れ合いながら、自然と市民との暮らしのつながりについて学ぶための環境教育にも取り組みます。さらには、海洋プラスチックごみ対策も含めたごみの発生抑制と資源の循環利用推進、温室効果ガスの排出削減、森・里・川・海のつながりの確保や水環境に配慮した排水処理の推進等により、持続可能な循環共生型の社会の構築を進めます。

目標 2 安全・安心なまちづくり

各種災害への備えが万全で、身の回りに危険や犯罪がない生活環境は、市民の快適な生活を支える基本となるものです。

地震津波や台風、集中豪雨などの自然災害の脅威に対し、公共施設の耐震化や河川・海岸の整備、自主防災組織の育成、市民の意識啓発など、総合的な防災・減災体制の強化に取り組みます。また、常備消防や消防団の充実・強化を図り、災害発生時の人的・物的被害の拡大を抑制します。さらに、新型コロナウイルス感染症対策を含めた危機管理体制の強化も図ります。生活や地域の変化に対応した土地利用の適正化や増加する空家等の適正な管理を行い、住環境を整えるとともに、道路や公共交通などの生活基盤の整備に取り組み、快適で安全・安心なまちづくりを進めます。

目標 3 産業が元気なまちづくり

地域産業と雇用は地域の暮らしの基盤であり、産業の振興と雇用の創出は人口減少を食い止めるうえで重要な課題です。

志摩市の産業の特徴は、豊かな食材を生み出す農林水産業と美しい景観などの地域資源を活用した観光関連産業にあります。これらの地域産業を維持・強化するため、担い手育成等を図るとともに、6 次産業化の推進や創業支援、企業誘致により新たな産業や雇用の創出をめざします。あわせて漁場環境の改善や歓客対策等に取り組み、持続可能な生産基盤を整備します。また、観光地としての魅力を高める環境整備や情報発信に取り組むとともに、豊かな自然環境等を生かした体験型アクティビティを推進するなど、「ナショナルパーク」としての地域ブランド力の向上を図ります。

3. 産業が元気なまちづくり

3-1 農林業の振興

3-2 水産業の振興

3-3 商工業の振興

3-4 観光産業の振興

3-5 雇用対策の推進

3-6 地域ブランディングの推進

3-4

観光産業の振興



【めざす姿】 豊かな自然から生み出される志摩の魅力を最大限に生かした、市民一人ひとりが観光客をおもてなしできるまちをめざします。

■ 現状と課題

◇ 平成28(2016)年にG7伊勢志摩サミットの開催により、全国的に注目度が高まったことで、観光入込客数は順調に推移しています。しかし、日帰り客と宿泊客の比率を見ると、交通インフラの発達などによって、年々日帰り客の割合が高くなっていることから、より大きな経済効果をもたらす宿泊客の誘客が必要です。また、月別の観光客数は閑散期・繁忙期の格差が大きくなっていることから、雇用や収益性の安定のための閑散期の底上げと滞在期間の長期化が必要であり、新たな顧客層の獲得とともに、長期的な滞在に対応した体験型をはじめとする様々なコンテンツの充実が求められます。



英虞湾でのシーカヤック



志摩オートキャンプ場

◇ 外国人宿泊客数は、G7伊勢志摩サミットが開催された平成28(2016)年をピークに横這いとなっていますが、人口減少とともに国内旅行客が減少する見通しの中、消費単価の大きい外国人観光客の取り込みが重要です。外国人観光客の獲得のために、広域観光周遊ルートを中心として情報発信等を強化するとともに、受け入れ環境の整備を図ることが求められます。また、あわせて自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けることを考慮に入れた施策展開が必要になります。

◇ 市内の観光施設等については、整備からかなりの年数を経過したものが多く、老朽化が顕著となっています。また、鉄道を利用して志摩市を訪れた観光客に向けた2次交通網の整備が不十分なため、市内に点在する観光地や観光施設、自然体験施設を訪れることが難しい状況です。

■ 取組の方向性

(1) 連携体制の強化

- ・国、県、近隣市町や伊勢志摩観光コンベンション機構等との連携を強化し、伊勢志摩国立公園の豊かな自然環境を活かした各種誘客プロモーションや広域的な観光イベントを実施します。
- ・積極的な観光情報の発信や、多言語による観光案内体制の構築、スポーツツーリズムの推進等を図るため、志摩市観光協会や志摩スポーツコミッショナ等との連携を強化します。さらに、連携の到達点として、志摩市のDMO(観光地域づくり法人)・DMC(観光地経営会社)の設立をめざします。

(2) 集客力の向上

- ・豊かな自然、歴史・伝統、地域のライフスタイルや食文化、スポーツなど「志摩の真の価値」を活かした体験型観光コンテンツの充実により、志摩市の魅力を伝え、志摩市ファン(リビーター)を増加させます。あわせて、学生合宿や修学旅行をはじめとする学生団体の誘客など、将来的な志摩市ファン(リビーター)の確保に向けた取組を強化し、持続可能な観光地経営をめざします。
- ・宿泊を伴う滞在の長期化をめざし、新しい生活様式を踏まえた自然体験を中心とする体験型アクティビティやワーケーション(リゾートテレワーク)を推進するとともに、閑散期における誘客策として企業の福利厚生といった特定マーケットへの直接的なプロモーションを行うなど、観光客のニーズにあった効果的な誘客を図ります。

(3) 観光拠点の整備

- ・国、県と連携して伊勢志摩国立公園の豊かな自然環境・景観を維持し、「ナショナルパーク」にふさわしい快適な観光環境の整備を進めます。
- ・観光施設等については、計画的な予防保全と長寿化など適切な維持管理を行うとともに、施設のバリアフリー化や多言語対応などを進め、多様なニーズに応えられる観光地づくりをめざします。

(4) 観光交通網の整備

- ・観光施設等の様々なコンテンツ間を結ぶ移動手段について、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、遊覧船・定期船事業者等との連携を強化し、観光客に向けた二次交通網の整備など、周遊・まち歩きのための環境整備を進めます。

■ 施策の主な成果指標

	指標項目	現状値	R7の目標値
●主指標	観光入込客数	4,187千人(R1)	4,750千人
○副指標	延べ宿泊者数	1,514千人(R1)	2,000千人
○副指標	修学旅行受入校数	250校(R1)	400校

■ 市民・事業者等が取り組んでいくこと

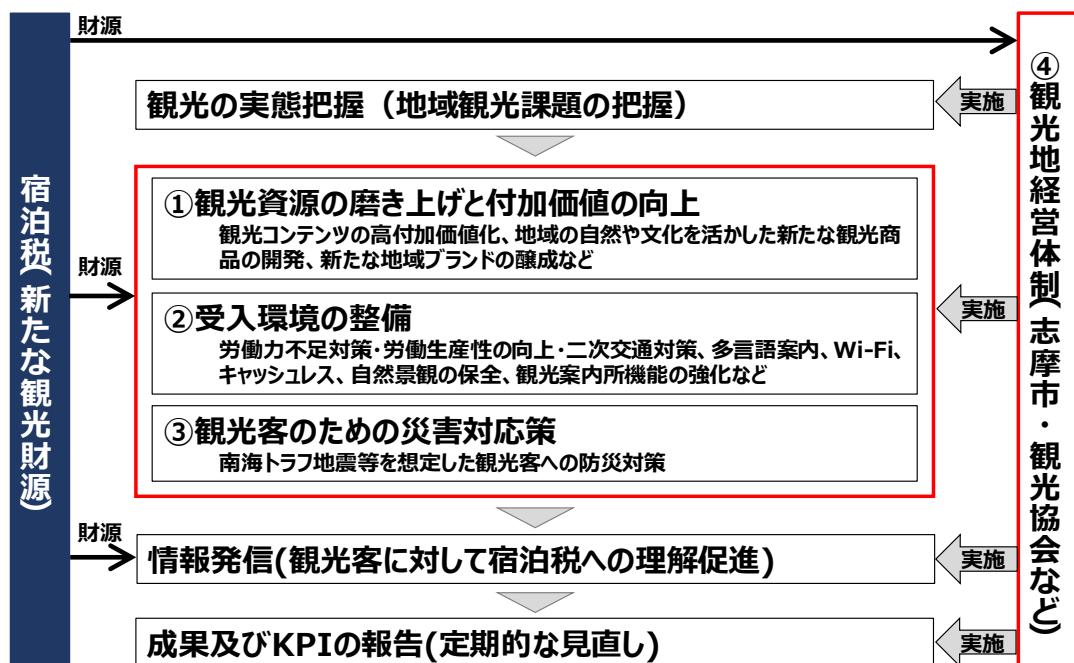
・気持ちよく滞在してもらえるよう、志摩市を訪れた人をおもてなしの心をもって迎えましょう。

(4) 宿泊税の使途

宿泊税の使途について、大きな方針としては、「訪問客への還元」を基本とする。

使途の大きな方向性としては、①観光資源の磨き上げと付加価値の向上、②受入環境整備、③観光防災対策、④（①②③を実現するための）観光地経営体制の整備、を4つの柱として分類している。

図表 4-③ 宿泊税を用いた観光推進施策の4本柱



(5) 宿泊税を財源とする取組

宿泊税使途の4本柱	使途の概要	取組
	①観光資源の磨き上げと付加価値の向上	既存の観光商品の魅力向上をはかり、観光客の好奇心や探究心に応える地域の自然・文化、伝統等に根差した新たな観光商品を開発し、観光客の満足度の更なる向上を目指すとともに、効果的なプロモーションを実施し、志摩ならではの唯一無二のブランドの醸成を図る。
	②受入環境の整備	観光客に感動を与える志摩ならではの自然景観や文化等の保全に努め、観光客の志摩市での滞在をより快適にするための丁寧な情報発信、地域交通手段の拡充、インバウンド対応の充実等を図る。また、観光客の更なる利便性の向上のために、デジタル化を推進する。
	③観光客のための災害対応策	近年の災害が激甚化・頻発化する中で、志摩市を訪れた観光客が旅行中に災害に遭うケースも想定されるため、災害発生時の観光客等の安全確保や適切な情報発信体制の構築に取組み、安心して訪れることができる観光地の認知を高める。具体的な検討としては、宿泊施設向けの備蓄品の購入支援や、災害発生時の緊急対応マニュアルの策定、災害情報用の HP などを想定している。
	④観光地経営体制の整備 (志摩市・観光協会など)	志摩市と観光地域づくり法人（DMO）である志摩市観光協会が中心となり、各種データ等の継続的な収集・分析、KPI の設定を行い、観光地経営戦略に基づく取組やその成果を観光客や地域観光事業者へわかりやすく丁寧に発信する。また、その精度や施策の充実のために観光人材の育成や獲得に取組む。

5. 宿泊税導入の課税要件について

本検討委員会では、「宿泊税」の課税要件について、先行して宿泊税を導入している自治体の事例や宿泊事業者へのアンケート調査等を参考にしながら検討を行った。

(1) 課税客体、課税標準及び納税義務者

導入先行自治体においては、東京都以外の全ての自治体が「ホテル」「旅館」等のほか、「民泊」も課税客体に含んでいる。

委員会としては、課税客体を宿泊施設への宿泊行為とした場合には、宿泊者が享受する行政サービスは、施設の種類により大きな違いがないため、課税の公平性の観点から全ての宿泊施設を対象とすることが適当との方針である。

【委員会方針】

課税客体	市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
課税標準	宿泊施設への宿泊数

図表5-① 宿泊税導入先行自治体の状況（課税客体、納税義務者等）

課税団体	志摩市	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	俱知安町
導入年	—	平成14年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年	令和2年	令和5年	令和元年
課税客体	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	都内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	府内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	県内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	市内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊	町内宿泊施設への宿泊行為 ・ホテル ・旅館 ・簡易宿所 ・民泊
納税義務者	上記施設への宿泊者									
課税標準	上記施設への宿泊数									
	1人、1部屋又は1棟の宿泊料金									

(2) 特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限

全ての導入先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収して自治体に納入する特別徴収の方法で行っている。

委員会としては、導入先行自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法が妥当であり、また、申告期限についても、毎月末日までに前月分を申告納入（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入）することが適当との方針である。

【委員会方針】

特別徴収義務者	旅館業又は住宅宿泊事業を営む者
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入する）
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごと申告納付が可能

図表5-② 宿泊税導入先行自治体の状況（特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限）

課税団体	志摩市	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	俱知安町
導入年	一	平成14年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年	令和2年	令和5年	令和元年
特別徴収義務者						・上記宿泊施設の事業者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者				
徴収方法						特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納入する				
申告期限						毎月末日までに、前月の初日から末日までの間の分を納入する ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付可能				

(3) 税率(税額)、免税点

導入先行自治体において、概ね 100 円から 1,000 円の間で設定されており、税率(税額)は一律又は宿泊料金に応じて税率(税額)が変わる制度としており、東京都及び大阪府は免税点を設けている。

宿泊事業者アンケートでは、税率(税額)について「定額制」が良いとする意見が 38.6% と最もも多い一方、「段階定額制」(24.1%)、「定率制」(14.5%) も合わせて 38.6% となり、意見は拮抗した。宿泊料金別にみると、宿泊料金が 1 万円未満の施設では宿泊税に差を設けた方が良い意見が多い一方で、1 万円以上の施設では定額制を期待する意見の方が多い結果となった。

本検討委員会でも、「伊勢志摩 3 市の共通性」、「定額の方が事務負担やシステム対応が軽減される」との意見が出た一方、「簡易宿泊所から高級ホテルまで志摩市の宿泊施設は客単価が多様で一律の税額には違和感」、などの意見が出た。

これらの意見を踏まえ、A案「一律 200 円の定額制」又はB案「宿泊料金 50,000 円未満は 200 円、50,000 円以上は 500~1,000 円の税額」の 2 案のいずれかが適当との方針である。

また、享受する行政サービスにおいては、宿泊料金による大きな違いがないため、課税の公平性の観点から免税点は設けないこととするのが適当との方針である。

【課税方法別のメリット・デメリット】

課税方法(案)	メリット	デメリット
【A案】 一律定額	<ul style="list-style-type: none">制度設計が簡素で事務負担が少ない <u>例)宿泊事業者にとって宿泊料金内訳の算出不要</u>行政サービスに対する公平感が高い	<ul style="list-style-type: none">客単価の向上と税収増が比例しない(担税力に応じた垂直型公平感は低くなる)低単価でのサービスを求める宿泊需要減が懸念される
【B案】 段階的定額	<ul style="list-style-type: none">客単価の向上と税収増が一定程度比例(担税力に応じた垂直型公平感が高まる)行政サービスに対する公平感が一定程度高い	<ul style="list-style-type: none">制度設計が複雑化(宿泊料金の内訳必須) <u>例)宿泊事業者にとって宿泊料金内訳の算出が必要であり、事務作業が煩雑</u>設定する段階金額による
定率	<ul style="list-style-type: none">客単価の向上と税収増が比例(担税力に応じた垂直型公平感が高まる)	<ul style="list-style-type: none">制度設計が複雑化(宿泊代金の内訳必須) <u>例)宿泊事業者にとって宿泊料金内訳の算出が必要であり、事務作業が煩雑</u>行政サービス享受への不公平感

【委員会方針】

税率 (税額)	【A案】1人1泊につき一律 200円 【B案】1人1泊につき宿泊料金が 50,000円未満：200円 同 50,000円以上：500～1,000円
免税点	なし

<税収シミュレーション（参考）>

【A案】定額制

@200円×140万人（R5年宿泊者数（※志摩市観光統計））= 2億8,000万円

【B案】段階的定額制（宿泊料金50,000円以上を税額500円とした場合）

(1) 50,000円未満：@200円×133万人（R5年宿泊者数の95%）=2億6,600万円

(2) 50,000円以上：@500円×7万人（R5年宿泊者数の5%）=3,500万円

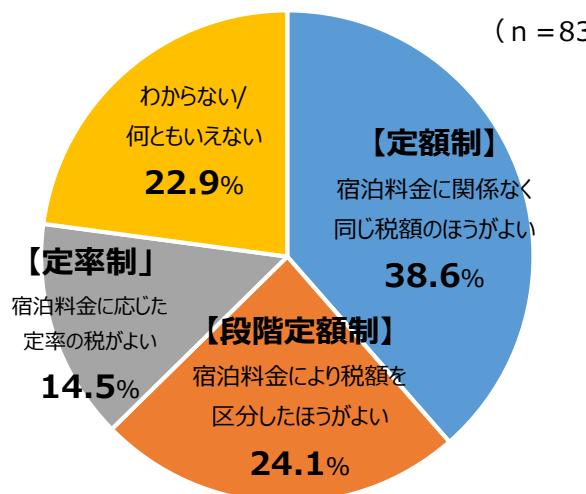
(1)+(2)=3億100万円

図表5-③宿泊税導入先行自治体の状況（税率（税額）、免税点）

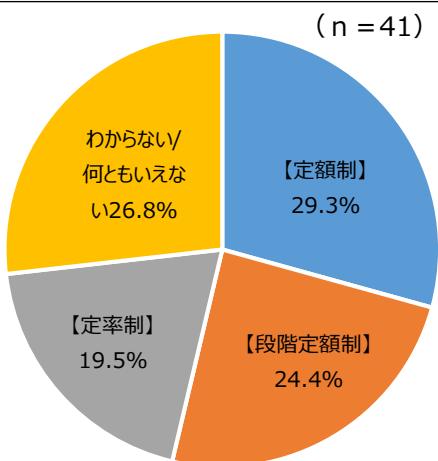
課税団体	志摩市	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	俱知安町
導入年	一	平成14年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年	令和2年	令和5年	令和元年
税率	1人1泊について、宿泊料金が					1人1泊につき	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊につき	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊または1部屋1泊の
	① 1万円未満：非課税 ② 1万円以上1万5千円未満：100円 ③ 1万5千円以上：200円 ※見直す方向で検討	① 7千円未満：非課税 ② 7千円以上1万5千円未満：100円 ③ 1万5千円以上2万円未満：200円 ④ 2万円以上：300円 ※見直す方向で検討	① 2万円未満：200円 ② 2万円以上5千円未満：500円 ③ 5万円以上：1000円 ※見直す方向で検討	① 2万円未満：200円 ② 2万円以上5千円未満：500円 ※その他、新たに宿泊税を県内市町村が課す場合、100円	200円 ※福岡市、北九州市内の宿泊施設は50円 ※その他、新たに宿泊税を県内市町村が課す場合、100円	④ 2万円未満：200円 ② 2万円以上5千円未満：500円 （上記いざれも、うち県税50円）	200円 （うち県税50円）	① 1万円未満：100円 ② 1万円以上2万円未満：200円 ③ 2万円以上：500円	宿泊料金の2%	
免税点	なし	1万円	7千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
～7千円未満		非課税	非課税	200円	200円	200円	150円	150円	100円	※5千円の場合100円
7千円～1万円未満		非課税	100円	200円	200円	200円	150円	150円	100円	※7千円の場合140円
1万円～1.5万円未満		100円	100円	200円	200円	200円	150円	150円	200円	※1万円の場合200円
1.5万円～2万円未満		200円	200円	200円	200円	200円	150円	150円	200円	※1.5万円の場合300円
2万円～5万円未満		200円	300円	500円	500円	200円	450円	150円	500円	※2万円の場合400円
5万円～		200円	300円	1,000円	500円	200円	450円	150円	500円	※5万円の場合1,000円

【宿泊事業者向けアンケート調査結果より】

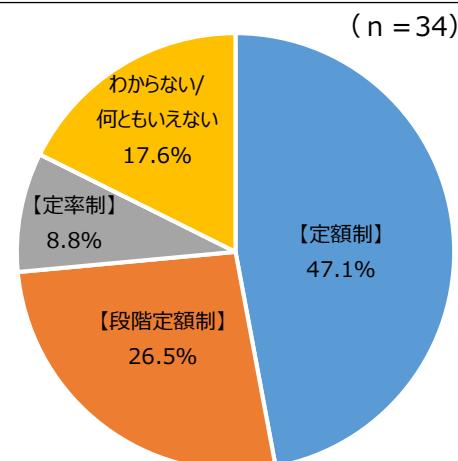
図表5-④ 宿泊税の税率（税額）について



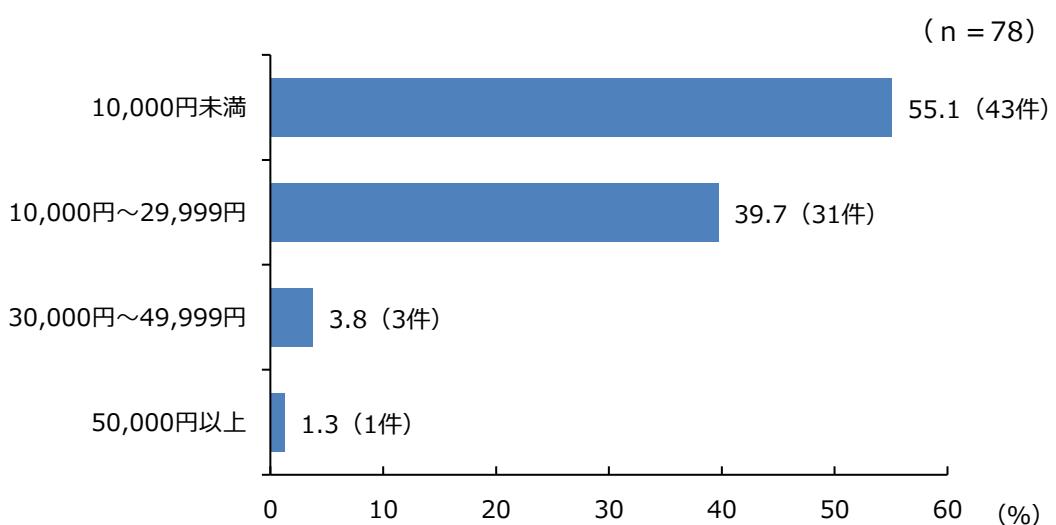
【宿泊料金が1万円未満の施設】



【宿泊料金が1万円以上の施設】



図表5-⑤ 施設規模（1人1泊あたりの宿泊料金）



(4) 課税免除

導入先行自治体のうち、京都市、長崎市、俱知安町は、修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒等及びその引率者について、さらに長崎市はそれらに加えて部活動または地域のクラブチームとして大会参加、俱知安町では町内における中高大・高専・専修学校の職場体験についても課税免除としている。

委員会としては、課税免除を設ける基準が難しく、作業が複雑になることから、課税免除は「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」のみとするのが適当との方針である。

【委員会方針】

課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
------	-----------------

図表5-⑥ 宿泊税導入先行自治体の状況（課税免除）

課税団体	志摩市	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	俱知安町
導入年	—	平成14年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年	令和2年	令和5年	令和元年
外国大使館等の任務遂行に伴う宿泊										
課税免除				修学旅行その他学校行事					修学旅行その他学校行事	修学旅行その他学校行事

(5) 課税期間（見直し期間）

総務省の通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」において、「法定外税の課税を行う期間については、（中略）原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。」とされている。

導入先行自治体において、東京都、大阪府、京都市、金沢市、俱知安町は条例施行後5年ごとに見直しを行うとする一方で、福岡市、北九州市は条例施行後3年経過時に見直しを行い、その後は5年ごとに見直しを行うこととしている。なお、長崎市のみ条例施行後3年ごとの見直しとしている。

委員会としては、多くの先行自治体と同様に条例施行後5年ごとに見直しをすることが適当との方針である。ただし、社会情勢等の変化により問題が生じた場合は、直ちに見直しを検討することとする。

【委員会方針】

課税期間 (見直し期間)	条例施行後5年ごとに見直し (社会情勢等の変化により問題が生じた場合は、直ちに見直しを検討)
-------------------------	---

図表5-⑦ 宿泊税導入先行自治体の状況（課税期間（見直し期間））

課税団体	志摩市	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	俱知安町
導入年	—	平成14年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年	令和2年	令和5年	令和元年
見直し		条例施行後5年ごと				なし	条例施行後3年、 その後5年ごと		条例 施行後 3年ごと	条例 施行後 5年ごと

(6) 特別徴収交付金等

宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、徴収にかかる新たな事務やその経費負担を課すことになるため、導入先行自治体では、宿泊税額に応じて交付金等を支給することとしている。

導入先行自治体は全て2.5%の交付金等を交付していることを踏まえると、志摩市においてもの同率である2.5%の特別徴収交付金を交付することが適当との方針である。

また、宿泊税導入に伴う事務負担の軽減を図るために、宿泊税特別徴収義務者に既存のシステムの改修やハードウェア及びソフトウェア等の購入費用の一部を補助する制度を求める意見が多かった。

【委員会方針】

特別徴収 交付金	納期内納入額の2.5%
---------------------	-------------

図表5-⑧ 宿泊税導入先行自治体の状況（特別徴収交付金等）

課税団体	志摩市	東京都	大阪府	京都市	金沢市	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	値知安町
導入年	—	平成14年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年	令和2年	令和5年	令和元年
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収奨励金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金
交付額	納期内納入額の2.5% 導入から5年間は+0.5% 導入から5年間は+0.5% 導入から5年間は+0.5%	納付金額の2.5% 導入から5年間は+0.5% 導入から5年間は+0.5% 導入から5年間は+0.5%	①納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないときは2.0% ③加算金を伴う増額更生等を受けたときは1.0%	納期内納入額の2.5% 導入から5年間は+0.5% 導入から5年間は+0.5% ※令和5年度までは申告納入月1月につき1000円加算	納期内納入額の2.5% 導入から5年間は+0.5% 導入から5年間は+0.5% 福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ納期内納入した場合は、さらに+0.5%)	納期内納入額の2.5% 導入から5年間は+0.5% 導入から5年間は+0.5% 福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ納期内納入した場合は、さらに+0.5%)	納期内納入額の2.5% 導入から5年間は+0.5% 導入から5年間は+0.5% 福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ納期内納入した場合は、さらに+0.5%)	納期内納入額の2.5% 導入から5年間は+0.5% 導入から5年間は+0.5% 福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ納期内納入した場合は、さらに+0.5%)	納期内納入額の2.5% 導入から5年間は+0.5% 導入から5年間は+0.5% 福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ納期内納入した場合は、さらに+0.5%)	①納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないときは2.0% ③加算金を伴う増額更生等を受けたときは1.0% 導入から5年間は+0.5%
交付上限額	なし	100万円	なし	200万円	前期、後期それぞれ50万円	なし	なし	なし	50万円	なし

(7) 入湯税

入湯税においては、入湯客1人1日について150円を設けており、宿泊税の創設によって、宿泊の入湯者に新たな負担が生じることについて議論が必要であったが、入湯税と宿泊税は使途、目的、課税客体などが異なる点、市民共有の地下資源を利用しておあり、相応の負担を求めるることは適切である点などを考慮し、委員会の方針では、宿泊税導入に伴う入湯税の制度改革検討は行わないこととした。

図表5-9 志摩市における入湯税の状況

項目	概要
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者
納税義務者	鉱泉浴場における入湯客
税率	入湯客1人1日について 150円 (1泊2日の入湯客については、これを1日として取り扱う)
課税免除	・年齢12歳未満の者 に対しては課さない。 ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の行事として入湯する者 に対しては課税しない。（※） (※) 学校教育法第1条に規定する学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校のこと。
徴収方法の特徴	入湯行為に対する税のため、 有料・無料にかかわらず徴収する必要 がある。

(8) 志摩市の宿泊税の課税要件の考え方（まとめ）

各検討項目における要件についての委員会方針は以下の通りである。

項目	要件	考え方
課税客体 納税義務者 課税標準	<ul style="list-style-type: none"> ●課税客体 市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊） ●納税義務者 宿泊施設への宿泊者 ●課税標準 宿泊施設への宿泊数 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税客体を宿泊行為とした場合には、享受する行政サービスにおいては、宿泊施設による大きな違いがないため、課税の公平性の観点から全ての宿泊施設を対象とする。
特別徴収義務者 徴収方法 申告期限	<ul style="list-style-type: none"> ●特別徴収義務者 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ●徴収方法 特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入する） ●申告期限 毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごと申告納付が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入先行自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法が適当である。
税率（税額）	<p>【A案】1人1泊につき一律 200円</p> <p>【B案】1人1泊につき宿泊料金が 50,000円未満：200円 50,000円以上：500～1,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、必要となる「まちの成長」に向けた事業規模を勘案。 ・伊勢志摩3市の協調。 ・宿泊事業者の負担軽減を図る必要がある。 ・高額な宿泊料金の宿泊者には応分の負担。
免税点	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・享受する行政サービスにおいては、宿泊料金による大きな違いがないため、課税の公平性の観点から免税点を設けない。

項目	要件	考え方
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・課税免除を設ける基準が難しく、作業が複雑。
課税期間 (見直し期間)	条例施行後 5 年ごとに見直し (社会情勢等の変化により問題が生じた場合は、直ちに見直しを検討)	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に宿泊税のあり方、効果を検証する必要がある。 ・多くの導入先行自治体が 5 年ごとに見直しをしている。
特別徴収義務者 報奨金	納期内納入額の 2.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収の事務負担を考慮する必要がある。 ・導入先行自治体の状況を踏まえて検討。

6. 委員からの主な意見

(1) 導入の妥当性について

＜地域の産業・エリア特性について＞

- ・当地の主幹産業は観光業であり、卸小売を含めて多くが観光関係に従事している。
- ・宿泊・飲食業は多くの業界と結びついている。志摩市は観光と地域の産業との関わりが強く、金額や就業人口だけでなく産業全体を見ていく必要がある。
- ・志摩市というエリアの場合、観光客数の把握という点では、出入口では捕捉が困難かつ観光と仕事の区別が困難。宿泊者を対象とすることが一番捕捉しやすい。

＜宿泊事業者アンケートについて＞

- ・個人的には宿泊税についてポジティブに捉えていたが、アンケート結果をみると意外とネガティブな意見が多いという印象を受けた。
- ・アンケート結果では、宿泊税に関してネガティブとポジティブが拮抗しているようなイメージを受けた。
- ・「宿泊税を活用した方が良い」という回答もあれば、「他の財源を活用した方が良い」という声もある。これは宿泊税のイメージによって変わってくるのだと思う。必ずしもポジティブな意見ばかりでもないし、ネガティブな意見ばかりでもないと感じた。
- ・アンケートでは、「わからない」や「何ともいえない」との回答が半分くらいとなっている。市が「宿泊税についての説明会」を7月に2回開催したが、それに参加した方は分かっているという方が半数ほどいて、それがこのアンケートにも反映されているのではないか。丁寧に説明を頂ければ、殆どの方が分かると思う。説明会に参加できなかつたことで、「わからない」という回答をされたのではないか。

＜基本的な考え方・導入目的について＞

- ・宿泊税を導入すれば、観光の財源に特化して使って、それが継続できるという意味で良い循環になると思う。

- ・宿泊税導入にあたっての「基本的な考え方」において、納税者が宿泊者であることがイメージされていない。
- ・使途の4本柱を包含するような導入の目的を明文化しておいた方が良い。
- ・「どういう目的で宿泊税を創設するのか」を明記し、お客様に分かるような使い方を明確にする必要がある。
- ・志摩市としてどのような観光地を目指すかが見えづらい。数を追い求めるのか、高単価な人に来てもらうのか。導入部分で目指すべき姿をもう少し表すべきではないか。
- ・納税者に対して分かりやすい志摩市の観光イメージを打ち出すことで納税者の納得は得られやすい。

(2) 宿泊税の使途について

＜総論＞

- ・事務局が示した使途の案は妥当だと思うが、それぞれが同じウェートか強弱を付けるかの検討が必要である。
- ・宿泊税はふるさと納税に近い部分があり、顧客に税が還元されていることの見える化が重要ではないか。
- ・宿泊業は人材不足が課題であり、観光が栄え従業員賃金が上がれば働く人も増える。PR やブランド力強化などに財源を確保できれば有難い。
- ・外から志摩に来る立場の人間からすると、「宿泊施設を良くする」、「従業員の確保」などは企業努力で行うもので、これらに宿泊税を使うのはどうか。冷たい言い方になるが、その発想の転換が必要。アンケートでは他に違う意見も出ており安心したが、我々としては、そこを施設の方に説明をするのが大事だと感じた。
- ・アンケートで使途に景観整備や環境保全が挙がっているのは、恐らく自分の敷地のことではなく、見える景観の整備だと思う。また、施設改修は自分のところではなく公共施設の改修だと理解した。しかし、そうではないと捉える人がいるかもしれない。二次交通も同様で、これは自分たちのためもあるが、もっと地域の二次交通を整備して欲しいという解釈をした。もっとも、人材の話は企業努力の側面もあると思う。
- ・Wi-Fi 環境や表示も重要だが、それがあるから来るというより、「あつたらいいな」という感じではないか。折角やるのであれば、「これがあるから志摩に来る」というところにお金を使いたい。
- ・志摩の観光について、知名度、満足度を上げていくという意味では、まだまだだと思う。宿との往復が多い現状を考えると、楽しんで貰うような将来的な投資やツールという意味では改善していく必要がある。

＜二次交通について＞

- ・横山展望台は志摩市において一大観光資源であると捉えて、皆が集中的にアピールしていくと、それに対する二次交通が必要になる。どういう戦略、発想で志摩市の良さやコンテンツを売っていくかによって、宿泊税の使い方も変わってくる。

- ・横山展望台に行くことはできるが、行った人を志摩で周遊させようと思うと、そういう交通はない。
- ・観光協会のレンタサイクルで横山や安乗埼灯台など、いろいろなところへ移動される方がいる。やはり二次交通の無さが皆さんから日々聞く悩みである。

<災害対策について>

- ・観光客に対する災害対応に用いるのが良い。安心・安全に宿泊して貰うために宿泊税を使うと、顧客に思いも伝わるのではないか。
- ・志摩市に海があるという意味で使途の「災害対策」は来訪者にとって非常に興味がある。具体的な対策が明示されると、観光客の納得感が高まる。
- ・災害対応策をもう少し踏み込んで、ハードやソフトなどいくつかの例を挙げられないか。市民や観光業者が非常に重要だと考えているものがあるのではないか。
- ・災害に対する施策があれば、安心・安全な街として選ばれる観光地として一歩踏み込んだことができるのではないか。最近では、そこを重視する宿泊者も多いので、もう少し明記できると分かりやすい。
- ・災害対策について、ハード整備より宿泊事業者へのサポートなどが、宿泊地エリアとしての価値アップにつながる。
- ・用途や目的で防災に費用をかけるのは非常に良く、お客様の目にも見えて納得できる。防災の部分はお客様の見える形でお金を使うことが必要ではないか。

<施設整備について>

- ・昔は英虞湾には 170 施設ほど真珠の養殖場があったと聞いており、真珠文化を知らしめるような施設が欲しいという要望が過去からずっとあった。
- ・閉鎖施設の跡地に何か施設を作るなど活用できないか。

(3) 課税要件について

<総論>

- ・宿泊税にはシステム導入や顧客説明など事務負担が発生。その負担への対応（補助制度等）や導入時期についても検討して欲しい。
- ・伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町などが入っている伊勢志摩コンベンション機構もあり、できれば3市で統一した宿泊税が良いのではないか。財政力は違うが、スタートは一律が妥当ではないか。その後に見直しも可能。お客様が伊勢志摩地域に来た時に「宿泊税が違う」「高い、安い」という感想を持たれるのはどうか。
- ・他の地域ではシステム改修にどれぐらい費用がかかり、作業がどうなったのかなども調べて頂いたうえで、各旅館組合にもう少し具体的なアンケートをとってもらった方が良いのではないか。

<課税客体について>

- ・例えば、志摩市で星認定制度を作り、宿泊施設が取得した星の数によって金額を決めることはできないか。また、星ではなくて年間の平均単価から税額を決めることができれば、都度計算をしなくて済む。作業的にも案内する側としても分かりやすい。
- ・なぜ料理の料金を含んだ金額で税率・税額を決めてはいけないのか。これから泊食分離が進むと思うが、お客様の立場からすると、自分がいくら払っているかによって税金を取られることに納得感はある。

<税率（税額）について>

- ・志摩市の特徴は、簡易宿泊所から、非常に高級なホテルまで宿泊金額にかなり多様性があること。鳥羽市は宿泊が質量とも多く、それに比べ志摩市は非常に多様性を持っている。それで税額が一律となると少し違和感がある。
- ・市内には高級な施設もあり、一律 200 円にして良いのか。これは要検討だと思う。
- ・宿泊税の額を各宿泊施設が宿泊料金からブレークダウンして、飲食単価、宿泊単価の金額を出す。シーズナリティが変わって料金が変わっていけば、その都度変わることになる。

- ・事業者側からみると、一律定額というのは分かり易く、負担感が軽減されるかもしれない。一方でお客様からみると、宿泊料が安い方も高い方も一律というのが公平だとみられるか。納税頂く方の意識も考えなければいけない。
- ・単価が低い宿泊施設の場合は、負担感が高くなる。
- ・一律定額の 200 円は伊勢志摩 3 市で共通性があり、個人としては賛成したい。
- ・志摩市はインバウンド客むけの宿泊施設も多くあり、50,000 円以上の税額として 500 円が妥当か。もう一つの案として 1,000 円はどうか。
- ・手間の話を聞くと煩雑になるので A 案に傾くが、施設が大なり小なり多様でシーズンの変動も大きいというエリア的な特徴で考えた場合に、それを最大限に生かすのであれば B 案だとも思う。
- ・システムが入っている宿泊施設ではいかようにでもなる。ただ、B 案を選んだ時には小さい宿は凄く大変だ。
- ・おそらく定額制に反対の方は 5 万円以下のホテルで、「差別ではないか」「おかしいのではないか」という意見だと思う。B 案の場合では、5 万円を超えない事業者にも手間がかかるので、一旦同じにしたと説明すると納得されるのではないか。

<課税免除について>

- ・修学旅行者が多い中で課税免除にしないというのは少し意外だが、逆に修学旅行だから免除しないのは一つの考え方だとも思った。

(4) その他

- ・インバウンドの回復が他地域に比べて遅れているのは、地域の魅力が上手く発信できていない可能性がある。
- ・コロナや地震リスク等を踏まえると、観光産業は安定したものではない。そこに付随する宿泊税も安定とは言い切れない。今後、通常と異なる事態が発生した場合を想定して、どうするかという議論も必要ではないか。

7. おわりに

志摩市において、地域産業の特徴である観光関連の産業振興と観光客をはじめ交流人口を増やすことで「住む人支え　来る人迎える　豊かな里と海のまち」の将来像を実現するため、本検討委員会では法定外目的税である宿泊税を観光振興のための新たな財源として導入することに関して、導入の妥当性、財源の規模及び使途、課税の対象の範囲、税率等につき多様な視点から検討を行ってきた。

これまで4回にわたり開催されてきた議論の内容を踏まえて、本検討委員会としては以下の点について提言する。

- 宿泊税の導入については、本検討委員会として妥当性があると考える。もっとも、宿泊税の使途となる各種施策については、「導入に係る基本的な考え方」を踏まえ、次の点に十分留意しつつ、方向性や優先順位を明確にしたうえで取り組む必要がある。
 - 本税が目的税であることを踏まえ、観光客への還元を大きな方針とする。そのうえで、「宿泊税を用いた観光推進施策の4本柱」をベースとして、関係事業者や地域住民の意見も聴取しながら取り組むこと。
 - 志摩市の総合計画等との施策と整合性を図るとともに、社会環境や経済情勢の変化に留意しながら、必要とされる施策に財源を充当していくこと。
 - 納税者、関係事業者、市民を含めて広く周知するとともに、わかりやすい説明を行っていくこと。また、導入後は効果検証を行い、その結果を関係事業者等に発信するとともに、ヒアリングや協議等により意見を吸い上げ、今後の施策に活かすこと。
- 課税要件については、本委員会で示された案について、各項目の要件、考え方ともに一定の妥当性はあると判断されるが、これまでに各委員から出された意見や志摩市の観光を取り巻く状況、関係事業者の意見等も踏まえ、内容を更に精査したうえで決定することを求める。
- 関係事業者への意見聴取などを十分に行うとともに、納税者となる宿泊者への周知広報に努めるなど、導入への理解を得る努力を続け、志摩市の観光を取り巻く状況を把握したうえで、導入時期も含め、導入についての決定及び制度構築を行うことを求める。

4. 災害の発生や感染症の拡大など不測の事態により志摩市の観光にとって緊急的な対応が有効と判断される事業に対応するために、中長期的な視点で安定的な財源活用ができる手法（基金の設置等）についても検討されたい。

以上の提言を踏まえた上で、宿泊税を導入して効果的な施策に活用することで、観光客（宿泊客）の増加につながり、それにより宿泊税収が増加し、また新たなサービスの提供ができるという好循環が生まれ、志摩市が将来像として掲げる「住む人支え　来る人を迎える　豊かな里と海のまち」を達成し、持続可能なまちづくりにつながることを期待する。

志摩市の地域産業の特徴である観光分野において、今後、観光を起点とした持続可能なまちづくりをより一層推進し、訪問客と住民の双方にとって安全で安心な地域づくりに資する新たな財政需要に適切に対応するため、法定外目的税として、持続的な財源となり得る宿泊税を導入することは適当であると考える。

また、宿泊税を活用した施策の検討や実施等にあたっては、地域の声に耳を傾けるとともに、志摩市と民間事業者等が連携し、志摩市の持続可能なまちづくりの実現に向けて積極的に進めていただきたい。

最後に、本検討委員会の調査検討に際して、アンケート調査にご協力いただいた宿泊事業者の皆様、ご協力いただいた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げる。

令和7年2月
志摩市宿泊税検討委員会

参考 1 宿泊事業者へのアンケート調査結果

(1) 調査目的

志摩市の観光振興への取り組みを安定的かつ持続的に展開するための財源について検討するにあたって、観光財源のひとつである「宿泊税」について、市内で宿泊業を営む事業者の皆様に意向を確認する。

(2) 調査概要

項目	内容
調査対象者	旅館業法に基づく営業許可、または住宅宿泊事業法に基づく届出により宿泊事業を営む事業者
調査方法	アンケート調査票を対象事業者に郵送し、WEB、FAX、メール、郵送にて回答を依頼
調査実施時期	2024年9月9日(月)～9月27日(金)
回答数	88/180件(回答率：48.9%)

(参考)宿泊事業者のアンケート調査票

新たな観光財源（宿泊税導入検討）に関する アンケート調査のご協力のお願い

宿泊事業者のみなさま

志摩市では、観光振興への取り組みを安定的かつ持続的に展開するための財源について検討しています。

本アンケートは、観光財源のひとつである「宿泊税」について、市内で宿泊業を営む事業者の皆様にご意見をお聞きするものです。お手数をおかけしますが、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本アンケートは志摩市における宿泊税の検討のみに使用し、他の目的には使用いたしません。また、集計結果は公表する予定ですが、個々の回答者が判別できるような表現は行いません。

志摩市観光経済部観

【宿泊税とは？】

宿泊税は、ホテルや旅館、民宿などに宿泊する方に対して課税するもので、各自治体が独自に実施する地方税です。税に関する制度や使途については自治体の条例で定めます。

全国の事例としては東京都、大阪府、福岡県の3都府県のほか、京都市、金沢市、倅知安町、福岡市、北九州市、長崎市が導入しています。

※参考資料として、令和6年7月に開催した事業者様向けセミナーの資料（抜粋版）を同封しています。

【提出期限】

令和6年9月27日（金）までに志摩市役所観光経済部観光課へご提出をお願いします。

【アンケートの提出方法】

①志摩市観光経済部観光課へ提出（ファックス、メール、封筒の返信封筒）

②インターネットからの回答（以下、URLまたはQRコードからご回答をお願いします）

なお、本アンケートの内容でご不明な点は以下の【問い合わせ先】へお問い合わせください。

URL : <https://questant.jp/q/shimashi>



【提出先及び問い合わせ先】

志摩市観光経済部観光課

担当：蓬坂、島田

TEL : 0599-44-0005

FAX : 0599-44-5262

メール : kanko@city.shima.lg.jp

Q6.宿泊税について、感じている具体的なイメージを教えてください（複数回答可）。

- 1 近年、国内の多くの自治体で導入に向けた検討が始まっている財源である
- 2 海外では一般的であり、特にインバウンド観光客からは理解が得やすい
- 3 宿泊税による税収が増えることで、観光振興のために使われる予算の増加につながる
- 4 観光客から徴収し、観光振興のために使われる合理的な制度である
- 5 宿泊税による税収が本来の観光振興の目的に使われるうえで予算を考える必要がある
- 6 地域として観光振興に力を入れなければいけない宿泊税の税収が増える
- 7 日帰り観光客からは徴収しないため不公平感がある
- 8 宿泊者の理解、徴収時の宿泊施設の事務的な負担など導入に対する不安がある
- 9 入湯税との違いがわからなくて
- 10 宿泊税について聞いたことがない／よくわからない
- 11 その他（ ）

Q7.新たな観光財源として宿泊税の導入についてどのように考えるか教えてください。

- 1 宿泊税を課税し、観光振興施策に活用した方がよい
- 2 他の財源により、観光振興施策を進める方がよい
- 3 わからない／何ともいえない
- 4 その他（ ）

Q8.宿泊税の導入により貴施設へ想定される影響について、以下の各項目において該当するものをそれぞれ1つお選びいただき印をお付けください。また、その理由を教えてください。

- ・集客 影響がある 影響がない わからない／何ともいえない
- ・手間 影響がある 影響がない わからない／何ともいえない
- ・システム改修 影響がある 影響がない わからない／何ともいえない
- ・その他（ ）

回答した理由

1. 基礎的な質問

Q1 施設名を記載してください。

施設名	
-----	--

Q2 施設の種別について、該当するものを1つお選びいただき印をお付けください。

施設の種別	<input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 民宿 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業を行う届出住宅 <input type="checkbox"/> 簡易宿泊所（ゲストハウスを含む） <input type="checkbox"/> その他（ ）
-------	--

2. これからの志摩市の観光振興に求めるご

Q3 観光を主な産業とする志摩市において、さらに観光振興を図り、まちを良くしていくために重点的に実施していくべき良いと考えるものを5つまでお選びいただき該当する番号に○印をお付けください。

- | | |
|---|----------------------|
| 1 デジタルツール等を活用した来訪者分析や
顧客ニーズ調査（マーケティング） | 8 県観の整備・環境の保全 |
| 2 インバウンドを含む観光客の受け入れ環境整備 | 9 2次交通の維持・充実 |
| 3 経営者や従業員向けの研修やセミナー | 10 農水産物等の資源の保護・活用 |
| 4 従業員確保の雇用対策支援 | 11 地域文化の保護・発展 |
| 5 施設改修等の支援 | 12 他地域との連携による広域観光の推進 |
| 6 観光客を含む防災対策の充実 | 13 事業者間の連携強化・交流機会の充実 |
| 7 誘客プロモーションの充実 | 14 観光施策の成果や観光動向の見える化 |
| | 15 その他（ ） |

3.宿泊税の導入について

Q4.宿泊税は、全国的に注目されている新しい税金の仕組みです。現時点で宿泊税に対してどのように理解されているか1つお選びいただき該当する番号に○印をお付けください。

※参考資料として、令和6年7月に開催した事業者様向け勉強会の資料を抜粋して同封しています。

- 1 宿泊税について、どのような制度か知っている
- 2 宿泊税という名前は知っているが、内容については詳しく知らない
- 3 わからない／何ともいえない
- 4 その他（ ）

Q5.宿泊税に対してどのようなイメージがあるか1つお選びいただき該当する番号に○印をお付けください。

- 1 どちらかというとポジティブ（肯定的）なイメージを持っている
- 2 どちらかというとネガティブ（否定的）なイメージを持っている
- 3 ポジティブ、ネガティブ両面のイメージを持っている
- 4 わからない／何ともいえない
- 5 その他（ ）

Q9.他の自治体の宿泊税においては、下の表1通り宿泊料金（食事代を除く）により税率（税額）が異なる仕組みになっています。宿泊税を導入している自治体の事例を参考に、貴施設のお考えに該当する番号を1つお選びいただき印をお付けください。

表1 全国の3つの事例Ⓐ～Ⓒ

	事例Ⓐ 北九州市	事例Ⓑ 京都市（京都府）	事例Ⓒ 倅知安町（北海道）
税率 (税額)	1人1泊 200円	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上 500円	1人1泊について、 宿泊料金×2%

- 1 宿泊料金に關係なく同じ税額のほうがよい（事例Ⓐ）
- 2 宿泊料金により税額を区分したほうがよい（事例Ⓑ）
- 3 宿泊料金に応じた定率の税がよい（事例Ⓒ）
- 4 わからない／何ともいえない

Q10.宿泊税の使途（使い道）について望むことを教えてください（自由記述）

4. その他の質問

Q11.貴施設の2023年度の施設規格（客室数、収容人数、年間宿泊者数等）について可能な範囲で教えてください。なお、ご回答いただきました内容は宿泊税の検討のみに使用し、個々の回答者が判別できるような表現は行いません。

	記入例	ご回答欄
総部屋数	20	
収容可能な部屋数（※1）	15	
収容人数	40	
年間宿泊者数（実人數）	8,000	
年間宿泊者数（延べ人數）	10,000	
年間稼働率	70	
目標年間稼働率	80	
1人1泊あたり宿泊代金（※2）	ア 10,000円未満 イ 10,000円～29,999円 ウ 30,000円～49,999円 エ 50,000円以上	

※1 従業員や施設の都合等で提供可能な部屋数に制限のある場合、ご回答ください。

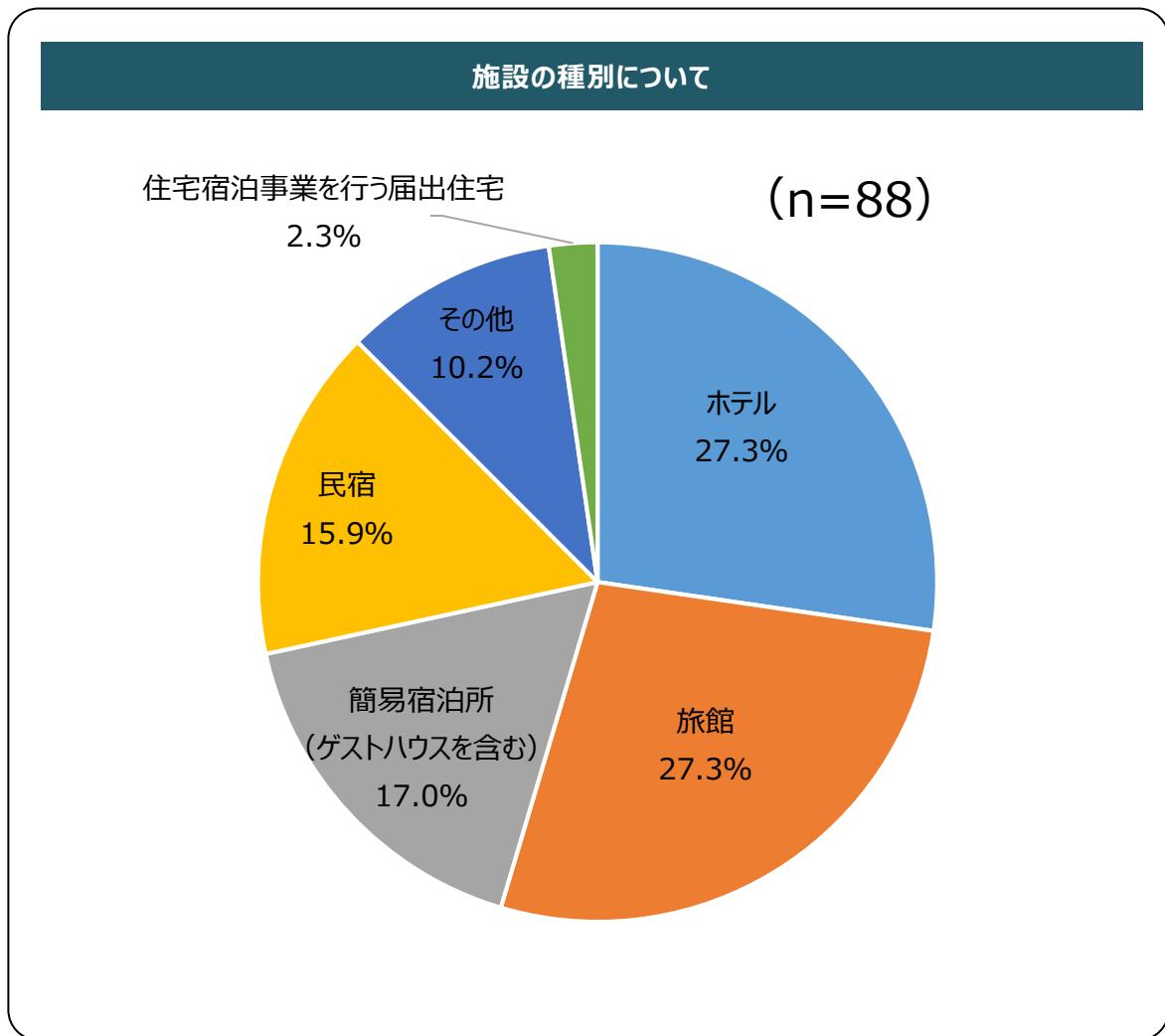
※2 該当に○を付けてください。食事代等を除いた宿泊代金をご回答ください。

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

Q2. 施設の種別について、該当するものを1つお選びください。

【結果の概要】

施設の種別は、「ホテル」と「旅館」がそれぞれ 27.3% (24 施設) と最も多く、次いで「簡易宿泊所 (ゲストハウスを含む)」が 17.0% (15 施設)、「民宿」が 15.9% (14 施設)、「その他」が 10.2% (9 施設)、「住宅宿泊事業を行う届出住宅」が 2.3% (2 施設) となつた。



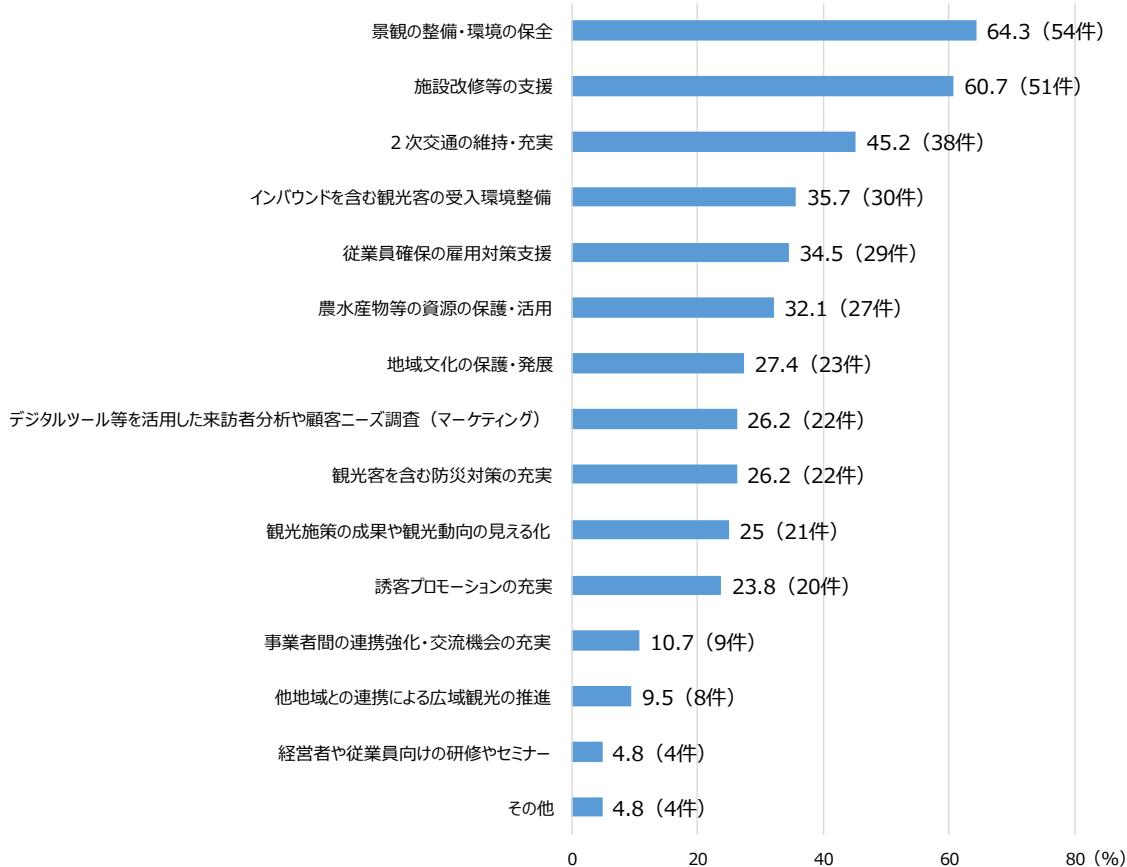
Q3. 観光をおもな産業とする志摩市において、さらに観光振興を図り、まちを良くしていくために重点的に実施していけばよいと考えるものをお選びください。

【結果の概要】

重点的施策については、「景観の整備・環境の保全」(64.3%、54件)や「施設改修等の支援」(60.7%、51件)、「2次交通の維持・充実」(45.2%、38件)に関する施策が上位となった。そのほか、「インバウンドを含む観光客の受入環境整備」(35.7%、30件)、「従業員確保の雇用対策支援」(34.5%、29件)、「農水産物等の資源の保護・活用」(32.1%、27件)が3割以上の回答を集めている。

重点的施策について

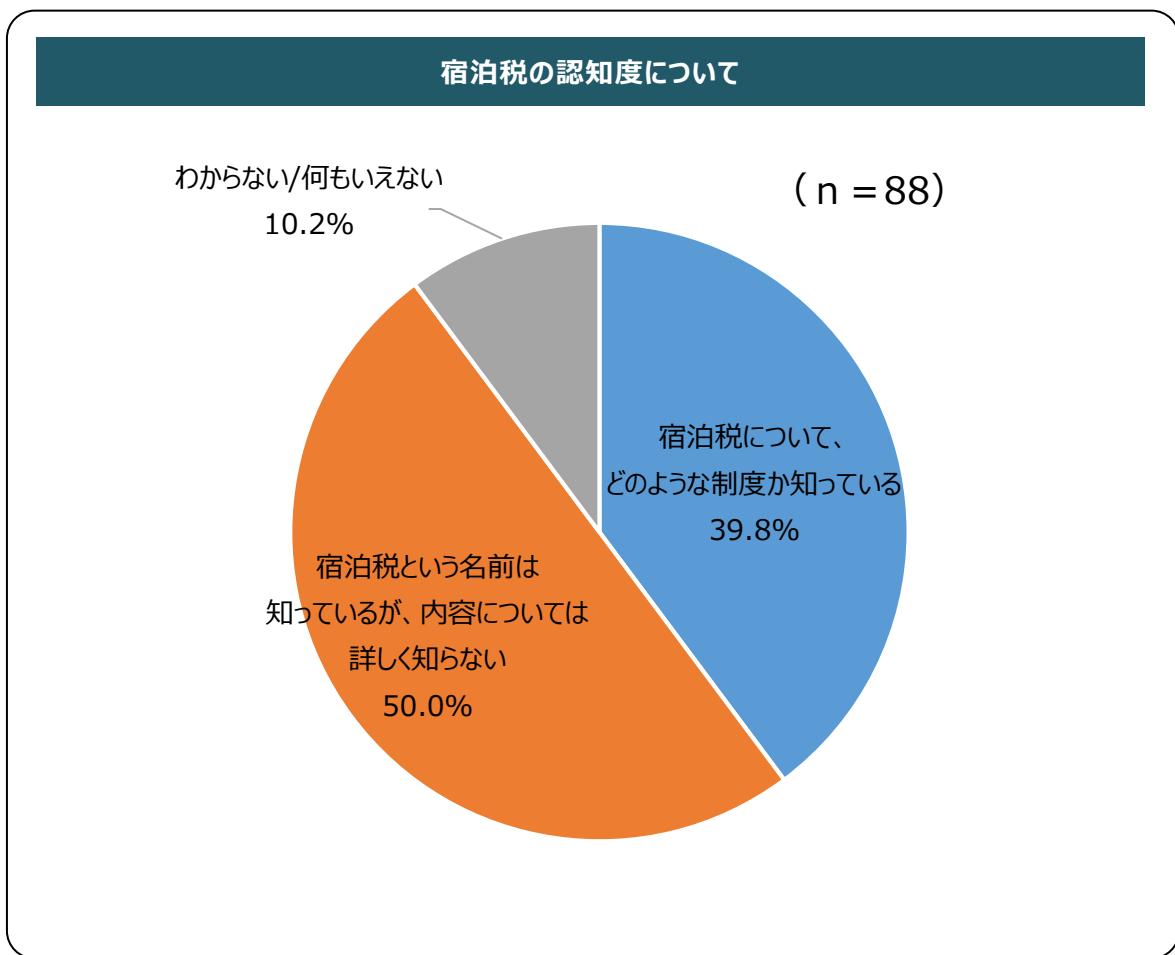
(n = 84)



Q4. 現時点で宿泊税に対してどのように理解されているか 1つお選びください。

【結果の概要】

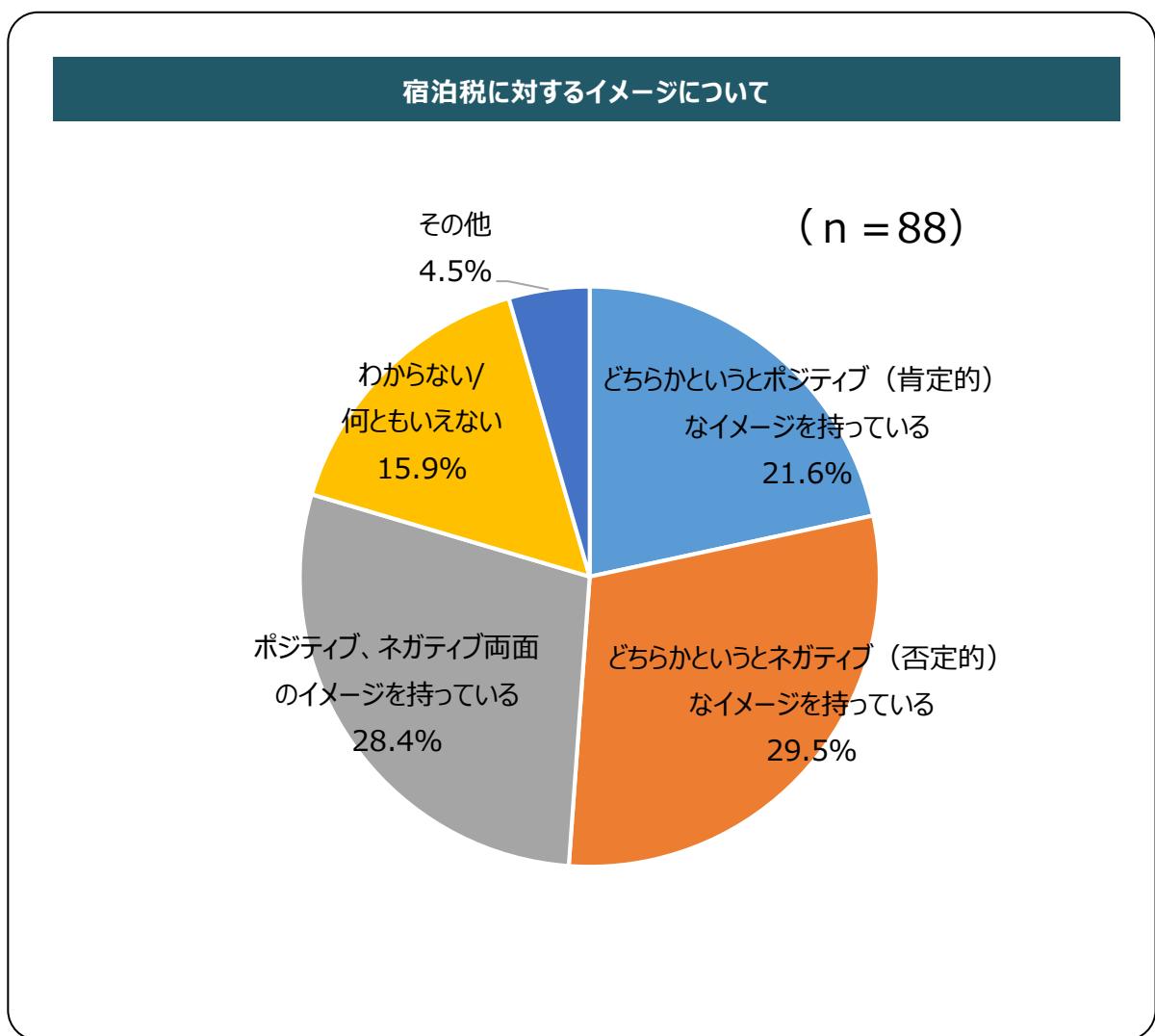
宿泊税の認知度について、「宿泊税という名前は知っているが、内容については詳しく知らない」(50.0%)が半数を占めて最も多くなり、次いで「宿泊税について、どのような制度か知っている」(39.8%)となり、「わからない／何ともいえない」(10.2%)と回答した事業者は約1割程度となっている。



Q5. 宿泊税に対してどのようなイメージがあるか1つお選びください。

【結果の概要】

宿泊税に対するイメージは、「肯定的」(21.6%)、「否定的」(29.5%)、「両面」(28.4%)とすべての回答割合が約2~3割となっており、意見が分かれる。「その他」の意見では、「宿泊税はニセコを持つ倶知安町以外は政令指定都市を含む大都市で導入のイメージ(直近の社会問題を抱えているところ)」、「環境税の方が納得感がある」、「インバウンドの顧客が見込める地域には向いている」といった声もあった。



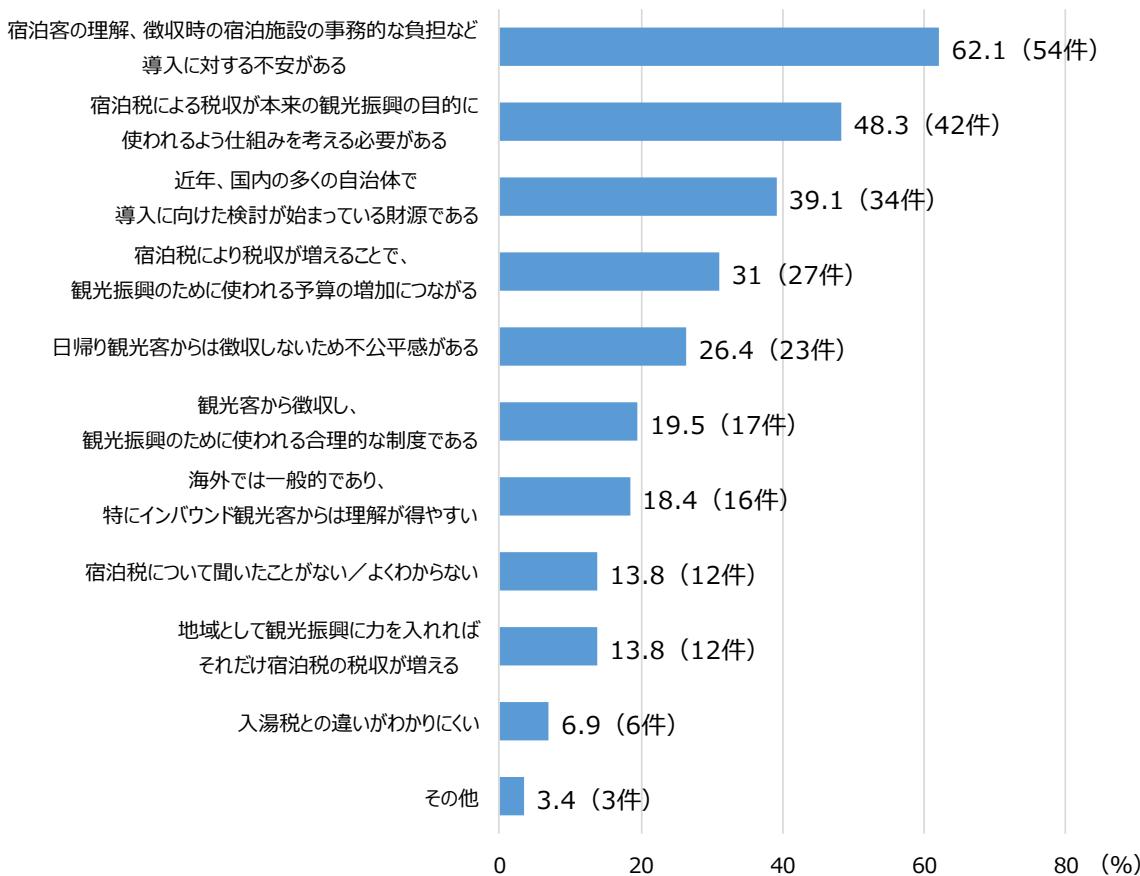
Q6. 宿泊税について、感じている具体的なイメージを教えてください(複数回答可)。

【結果の概要】

宿泊税に感じる具体的なイメージは、「宿泊客の理解、徴収時の宿泊施設の事務的な負担など導入に対する不安がある」(62.1%、54件)が最も多くなり、次いで「宿泊税による税収が本来の観光振興の目的に使われるよう仕組みを考える必要がある」(48.3%、42件)、「近年、国内の多くの自治体で導入に向けた検討が始まっている財源である」(39.1%、34件)となった。宿泊税の知名度が徐々に高まっているなかで、事務負担を不安視する一方、税収が観光振興に向けられることへの期待が高くなっている。

宿泊税に感じる具体的なイメージについて

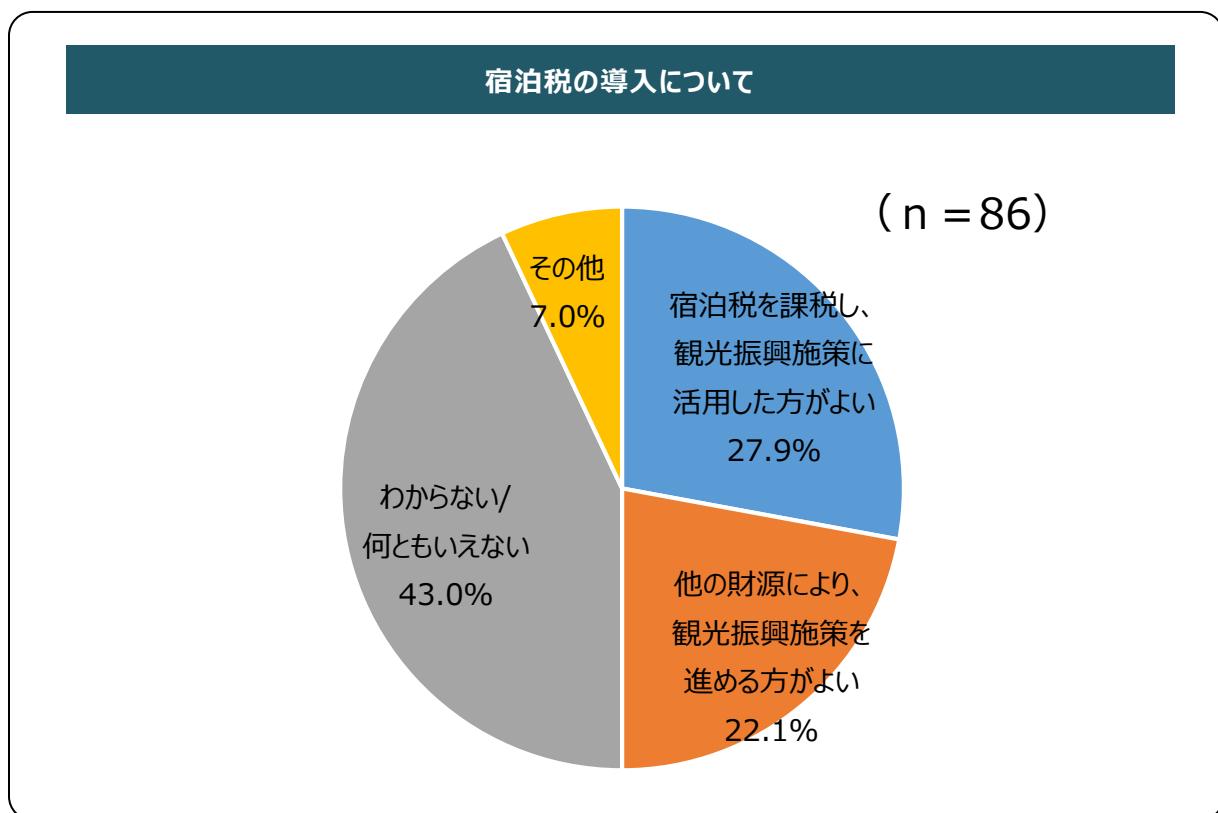
(n = 87)



Q7. 新たな観光財源として宿泊税の導入についてどのように考えるか教えてください。

【結果の概要】

宿泊税の導入について、「わからない／何ともいえない」(43.0%)が最も高い。「宿泊税を課税し、観光振興施策に活用した方がよい」(27.9%)が「他の財源により、観光振興施策を進める方がよい」(22.1%)を上回った。「その他」の意見として、「宿泊者が伸び悩んでいるなかで、広義の観光税を徴収する方が平等かと思う」、「導入時の負担を低減するような自治体の取組があると尚良い」、「宿泊税が不可欠なのか検証し、議論が必要」、「インバウンド観光客の増加が条件になると思う」などの声もあった。



Q8. 宿泊税の導入により貴施設へ想定される影響について、以下の各項目において該当するものを1つお選びください。

【結果の概要】

(1) 集客

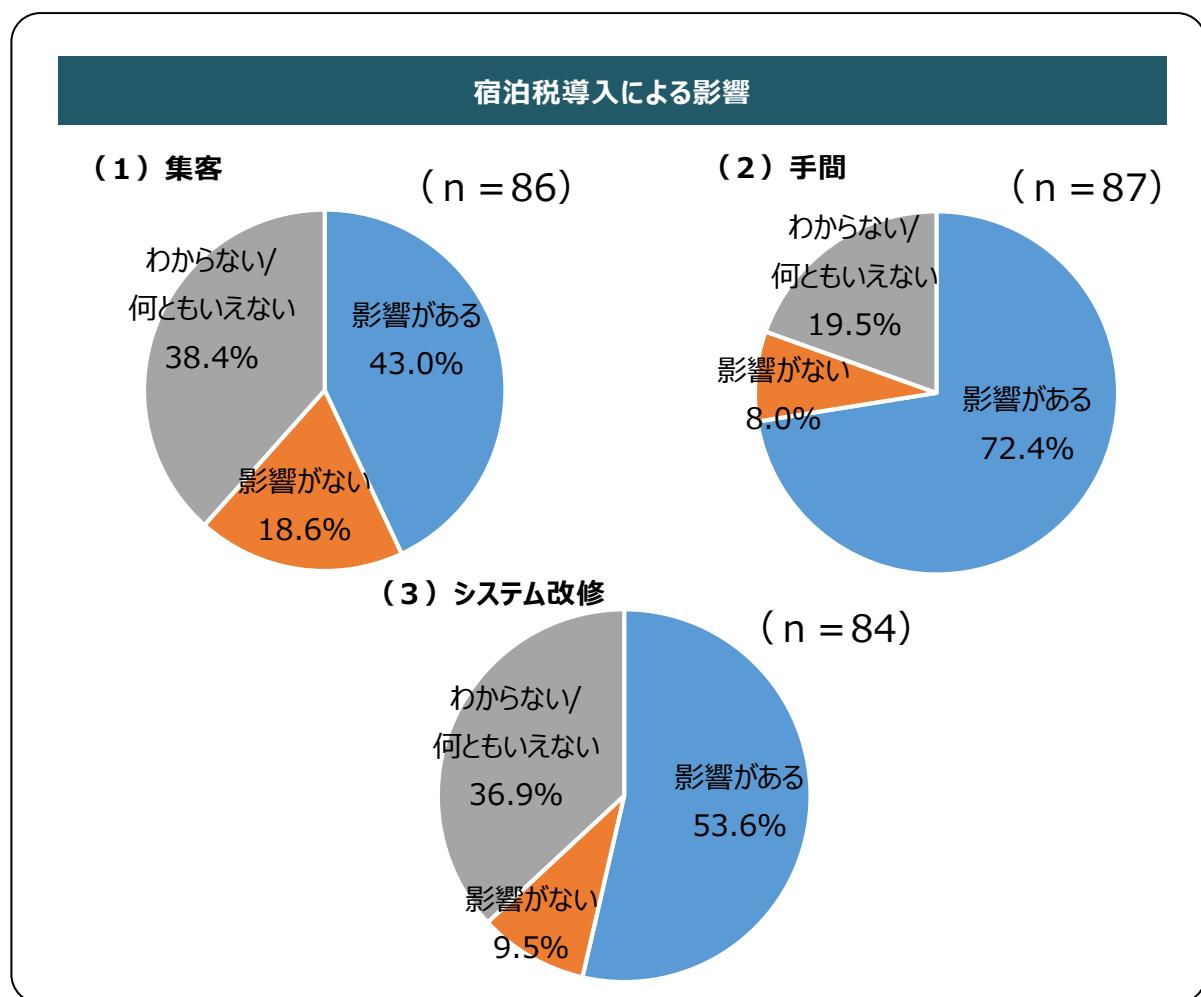
宿泊税の導入により想定される集客面での影響について、「影響がある」(43.0%)が最も多く、「影響がない」(18.6%)を上回った。「わからない/何ともいえない」は38.4%となった。

(2) 手間

宿泊税の導入により想定される影響(手間)について、「影響がある」(72.4%)が7割以上と最も多く、「影響がない」(8.0%)を大幅に上回った。「わからない/何ともいえない」が19.5%となった。

(3) システム改修

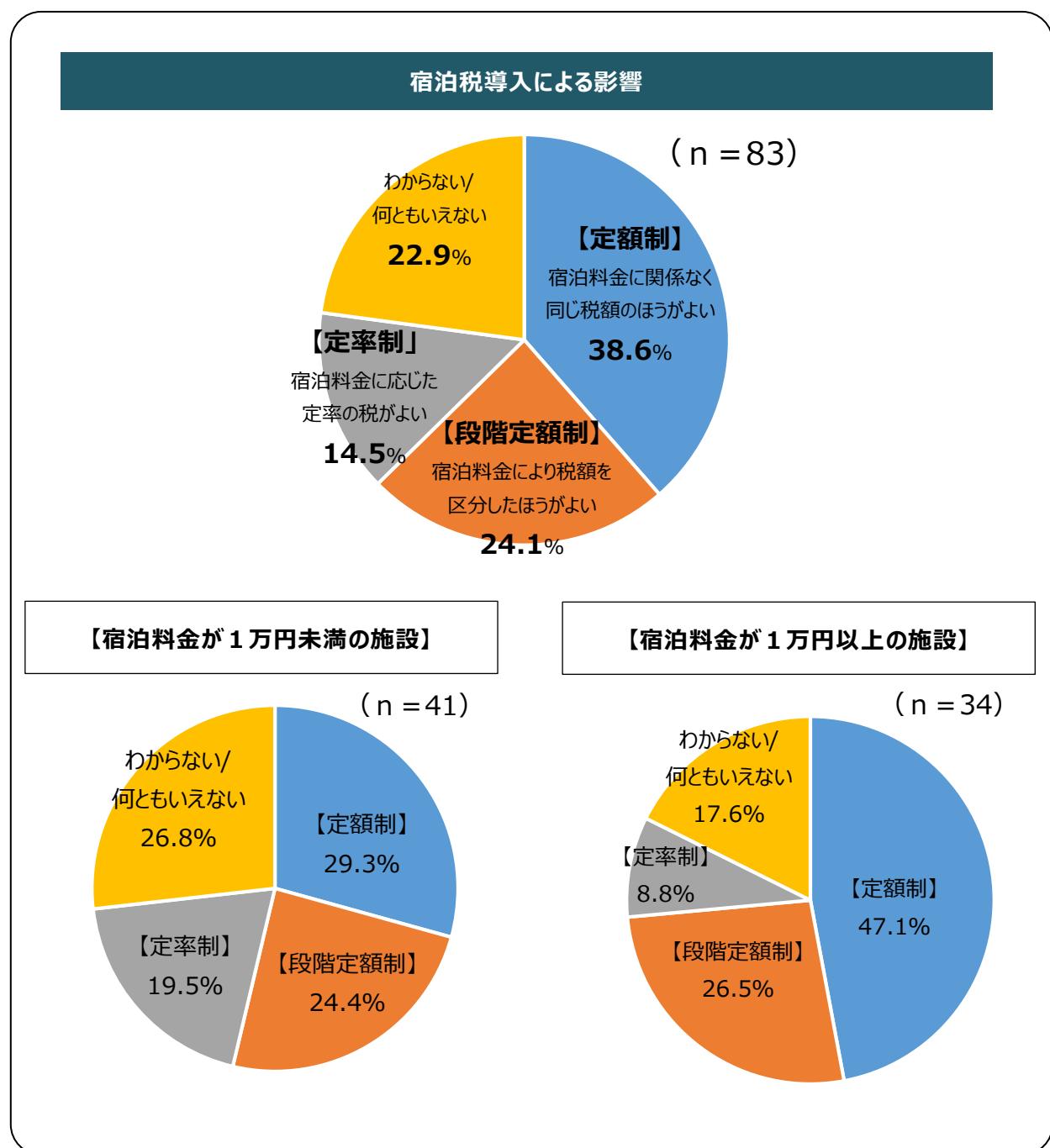
宿泊税の導入により想定される影響(システム改修)について、「影響がある」(53.6%)が5割以上と最も多く、「影響がない」(9.5%)を大幅に上回った。「わからない/何ともいえない」が36.9%となった。



Q9. 宿泊税を導入している自治体の事例を参考に、貴施設のお考えに該当するものを1つお選びください。

【結果の概要】

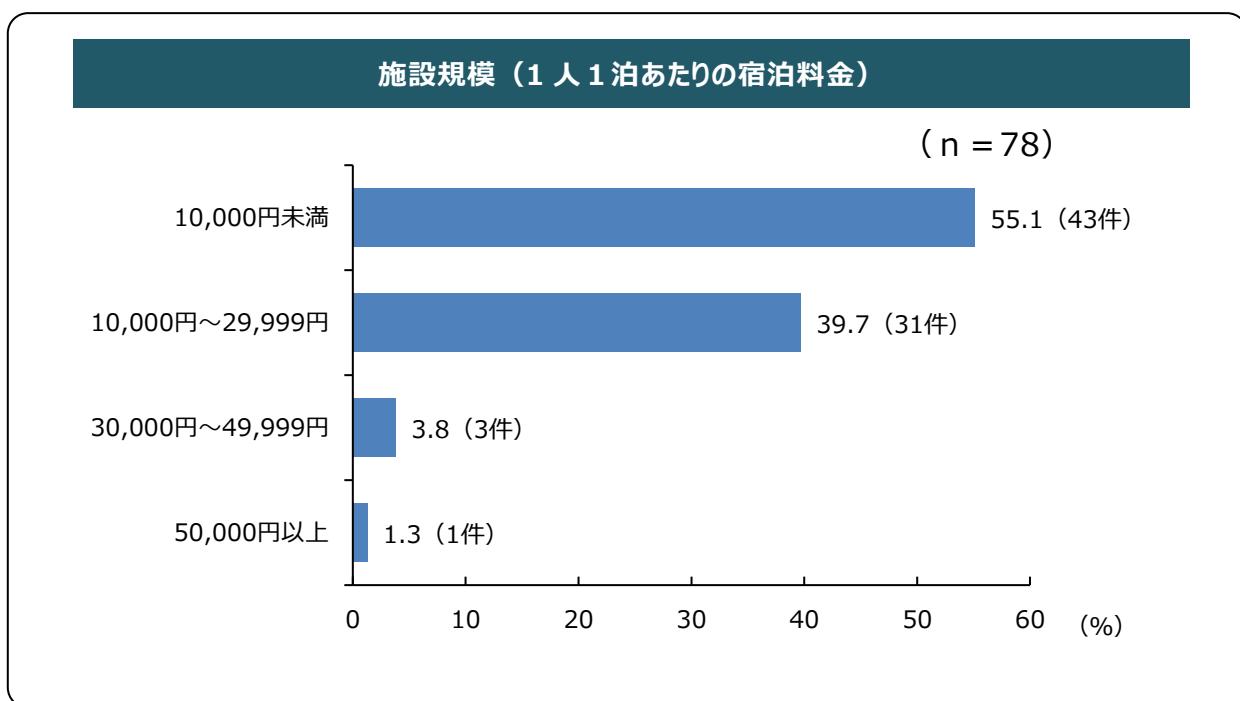
宿泊税を導入した場合の税額について、「定額制」(38.6%)が最も多く、次いで「段階定額制」(24.1%)、「わからない／何ともいえない」(22.9%)、「定率制」(14.5%)となつた。1人1泊あたりの宿泊料金別にみると、宿泊料金が1万円未満の施設は、1万円以上の施設よりも【定率制】を望む割合が高く、1万円以上の施設は、1万円未満の施設よりも【定額制】、【段階定額制】を望む割合が高くなつた。



Q11. 貴施設の2023年度の施設規模について可能な範囲で教えてください。

【結果の概要】

1人1泊あたりの宿泊料金について、「10,000円未満」が55.1%(43件)と最も多く、次いで「10,000円~29,999円」が39.7%(31件)、「30,000円~49,999円」が3.8%(3件)、「50,000円以上」が1.3%(1件)となった。



参考2 委員名簿

＜志摩市宿泊税検討委員会 委員名簿＞

役職	所属	氏名
委員長	四日市大学 総合政策学部 教授	岡 良浩
委員	一般社団法人 志摩市観光協会 副会長 志摩市商工会 観光部会 会長	大西 晶
〃	志摩市商工会 会長	出口 勝美
〃	志摩市温泉振興協議会 湯元館ニュー浜島 支配人	中西 幸光
〃	一般社団法人 志摩市観光協会 会長	中村 滋
〃	一般社団法人日本旅行業協会 中部事務局 事務局長	星野 道佳
〃	志摩市インバウンド協議会 会長	安 和彦
〃	近鉄グループホールディングス株式会社 執行役員 伊勢志摩支社長	山本 寛

(五十音順、敬称略)

参考3 検討経過

時期	内容
令和6年9月20日（金）	第1回志摩市宿泊税検討委員会 ・志摩市の情勢 ・志摩市の観光の状況 ・観光振興のための財源検討 ・宿泊税の課税要件等 他地域事例 ・宿泊税の使途 他地域事例
令和6年10月23日（水）	第2回志摩市宿泊税検討委員会 ・第1回検討委員会の振り返り ・宿泊事業者へのアンケート調査結果 ・宿泊税の使途 ・志摩市の課税要件（案）
令和6年12月11日（水）	第3回志摩市宿泊税検討委員会 ・宿泊税検討委員会報告書（素案）について
令和7年1月29日（水）	第4回志摩市宿泊税検討委員会 ・宿泊税検討委員会報告書（案）について